

# 第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画

差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざして



令和7年3月  
佐渡市



## はじめに

「人権」は、基本的人権を保障している日本国憲法のもと、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

21世紀は「人権の世紀」と謳われています。しかしながら、いまだに生命・心身の安全安心にかかわる脅威や不当な差別などの人権侵害は後を絶ちません。特に児童虐待やいじめなど子どもへの人権侵害はますますエスカレートし、今年には新型コロナウイルスの感染が拡大する中、インターネットやSNS上において、感染した人に対する誹謗中傷や心ない書込みが広がっています。

すべての人々が尊重しあい、共に生きる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権を正しく理解し、人権尊重の高い意識を持つことが大変重要です。

佐渡市では、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を全行政分野で推進し、人権教育と啓発に努めています。このたび、2020年（令和2年）3月に策定した計画を基に、これまでの人権施策の成果と課題、2023年（令和5年）11月に実施した「人権に関する市民意識調査」を踏まえて見直しを行い、「第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後も策定した計画を基に、市民、関係団体、行政が協働し施策を進めながら、より一層、人権教育・啓発を推進していきたいと考えております。

皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご助言をいただきました「佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会」委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、アンケート調査で貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心より厚く感謝申し上げます。

2025年（令和7年）3月

佐渡市長 渡辺 竜五



## 目次

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の概要</b> .....        | <b>1</b>  |
| 1 基本的な考え方 .....               | 1         |
| 2 策定の背景 .....                 | 2         |
| 3 市民の意見の反映 .....              | 3         |
| 4 計画の体系 .....                 | 4         |
| <b>第2章 佐渡市の人権をめぐる現状</b> ..... | <b>5</b>  |
| 1 人権に関する市民の意識 .....           | 5         |
| <b>第3章 重点目標、分野別の課題</b> .....  | <b>11</b> |
| 1 重点目標 .....                  | 11        |
| 2 分野別の課題 .....                | 11        |
| <b>第4章 分野別人権施策の推進</b> .....   | <b>27</b> |
| 1 女性の人権 .....                 | 27        |
| 2 こどもの人権 .....                | 28        |
| 3 高齢者の人権 .....                | 30        |
| 4 障がいのある人の人権 .....            | 31        |
| 5 同和問題（部落差別問題） .....          | 33        |
| 6 外国籍の人の人権 .....              | 34        |
| 7 北朝鮮による人権侵害 .....            | 35        |
| 8 感染症に関する人権問題 .....           | 36        |
| 9 インターネットによる人権侵害 .....        | 37        |
| 10 性的マイノリティに関する人権 .....       | 38        |
| 11 個人情報の保護 .....              | 39        |
| 10 様々な人権問題 .....              | 40        |
| <b>第5章 人権教育・啓発の取組</b> .....   | <b>41</b> |
| 1 様々な場面での人権教育・啓発 .....        | 42        |
| (1) 保育園・幼稚園・認定こども園 .....      | 42        |
| (2) 学校 .....                  | 42        |
| (3) 地域 .....                  | 42        |

|   |           |
|---|-----------|
| (4) 家庭.....                                 | 42        |
| (5) 企業・職場.....                              | 42        |
| 2 人権教育・啓発を推進する人材の育成.....                    | 43        |
| (1) 市職員.....                                | 43        |
| (2) 教職員・社会教育関係者.....                        | 43        |
| (3) 医療・保健・福祉関係者.....                        | 43        |
| (4) マスメディア関係者.....                          | 43        |
| (5) 消防職員.....                               | 44        |
| 3 計画の推進体制.....                              | 44        |
| (1) 庁内の推進体制.....                            | 44        |
| (2) 市民・地域との連携.....                          | 44        |
| (3) 国・県など関係機関との連携.....                      | 44        |
| 4 計画の進行管理.....                              | 45        |
| <b>資料編.....</b>                             | <b>46</b> |
| 1 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会の審議経過.....             |           |
| 2 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会委員名簿.....              |           |
| 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....                  |           |
| 4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律.....               |           |
| 5 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律..... |           |
| 6 部落差別の解消の推進に関する法律.....                     |           |

# 第 1 章 計画の概要

## 1 基本的な考え方

### (1) 策定の趣旨

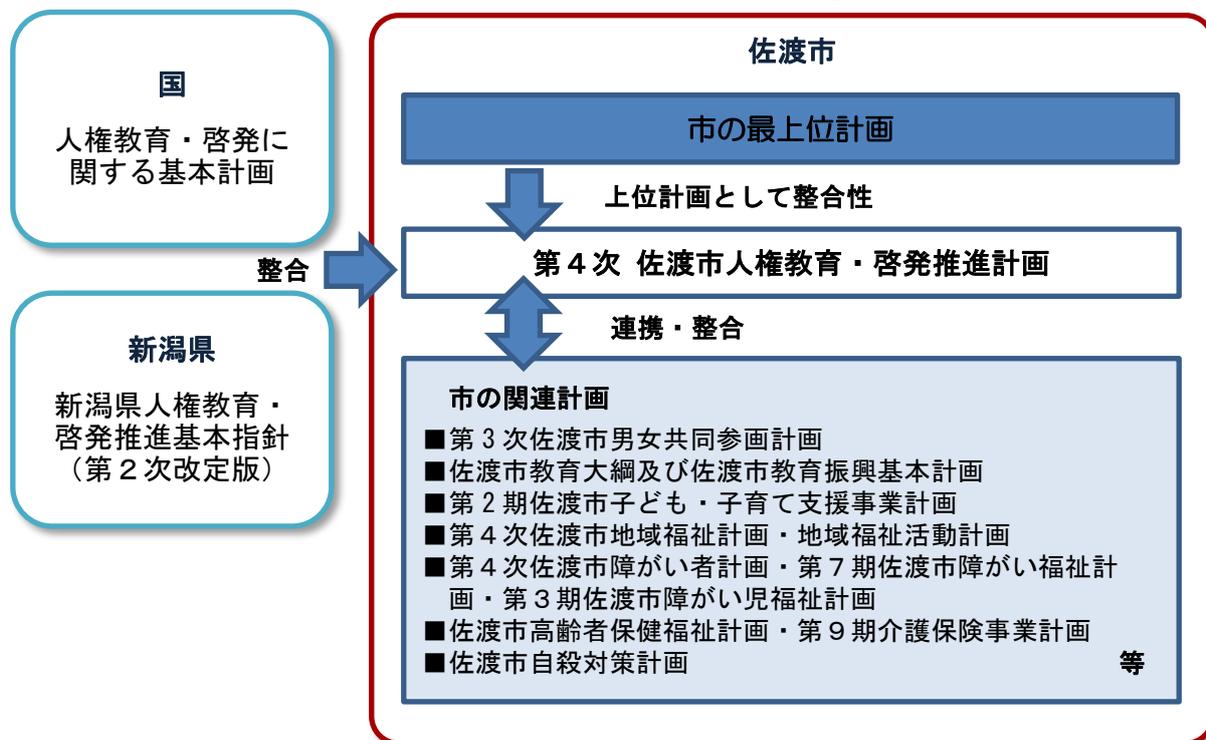
国は、2000（平成 12）年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」を制定し、この第 5 条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発施策に関する計画の策定と実施を求めました。

本市では、2020（令和 2）年 3 月、あらゆる差別をなくすための人権教育・人権啓発の諸施策を効率的、効果的に推進することを目的とした「第 3 次佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「人権教育・啓発推進法」第 5 条に基づき、地方公共団体の責務として本市の実情に即した人権教育・人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市の最上位計画と整合性を図り、市民生活の安定と福祉の向上を図るとともに、市民の基本的人権の尊重をはじめ、あらゆる差別の解消をめざします。



(3) 計画の期間

本計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とし、国や県の動向、社会情勢や環境の変化および施策の進捗状況に応じ、見直しを行います。

| 令和2年度<br>～令和6年度           | 令和7年度<br>(2025年度)  | 令和8年度<br>(2026年度) | 令和9年度<br>(2027年度) | 令和10年度<br>(2028年度) | 令和11年度<br>(2029年度) |
|---------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 第3次佐渡市人権<br>教育・啓発推進計<br>画 | 第4次 佐渡市人権教育・啓発推進計画 |                   |                   |                    |                    |
| 二一ズ調査の実施<br>評価・見直し        |                    |                   |                   |                    | 評価・見直し             |

(4) 計画の目標・推進の基本方針

**差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざして**

「人権」とは、人が人間らしく幸せに生きていくために、社会によって認められている権利であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

すべての市民が、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、あらゆる教育、啓発、研修等の場を通じて、相互の理解を深めるとともに、人権を身近なものとして思いやりの心で尊重し守り支えあう、差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざします。

## 2 策定の背景

(1) 国際的動向

1948（昭和23）年、国際連合の総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。この宣言によって、世界の平和を実現するためには、各国が協力して人権を守る努力をする必要があるということが明らかにされました。

その後、「世界人権宣言」の実現のため、「国際人権規約」をはじめ、「女性差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」等多くの人権条約が採択され発効されてきました。

また、1994（平成6）年には1995（平成7）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を採択され、各国に国内行動計画を定めることとしました。

2005（平成17）年からは「人権教育のための世界計画」として、行動計画を策定しています。

### (2) 国・県の動向

わが国では、基本的人権の尊重を三大原則の一つとする日本国憲法のもと、さまざまな分野において、人権が尊重される社会を形成するための取組を進めてきました。

2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、2002（平成14）年には同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が相次いで施行されるなど、人権に関する個別の法律の整備により、女性、子ども、障がい者、同和問題等、様々な人権課題について、その改善に向けた施策等が推進されています。

新潟県においては、2004（平成16）年に、「人権教育・啓発推進法」に基づき「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現をめざし、各種人権施策に取り組んできました。社会情勢の変化等を踏まえて、2020（令和2）年に第1次、2021（令和3）年6月に第2次改定を行いました。

### (3) これまでの佐渡市の取組

本市では、2008（平成20）年に、差別や偏見のない明るい地域社会の実現に向けて、「佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権施策を推進してきました。2014（平成26）年には「人権問題に関する意識調査」を実施し、2015（平成27）年度から2019（令和元）年度を計画期間とする「佐渡市人権教育・啓発推進計画（改訂版）」を策定し、市の現状に応じた人権施策を総合的に展開してきました。

さらには、2019（平成31）年、これまでの人権施策に対する市民の意識の変化を改めて把握するために実施した「人権問題に関する意識調査」を基に、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度を計画期間とし、「第3次佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

本計画は、本市の現状や施策の方向性を踏まえながら、各分野における諸計画との整合性を図るとともに、人権問題と課題を総括して扱い、本市として人権教育・啓発をさらに効果的に推進するための計画と位置づけられています。

## 3 市民の意見の反映

本計画の策定にあたり、市民の人権に関する意識状況を明らかにし、本計画の基礎資料とするため市民を対象に「人権に関する市民意識調査」を実施しました。

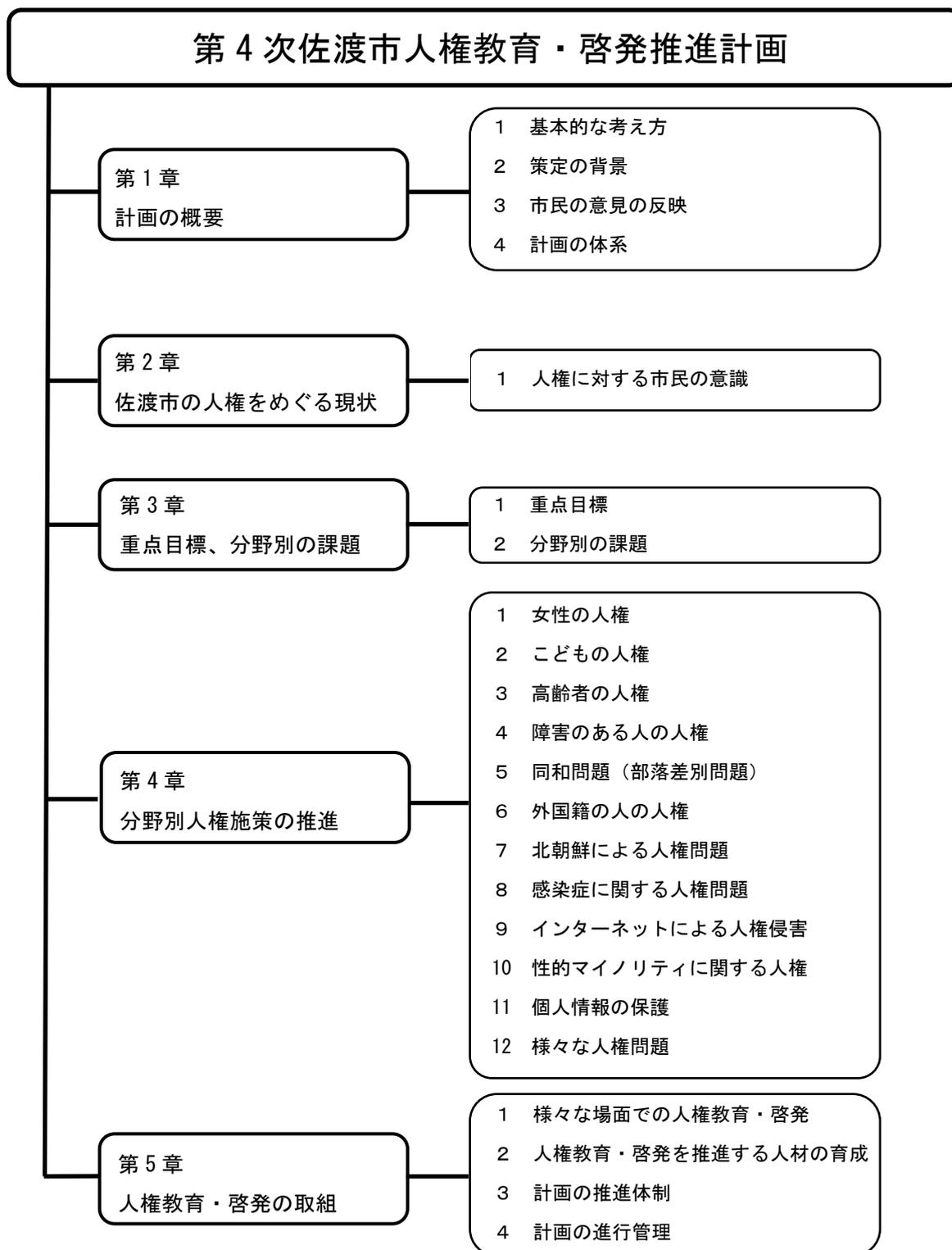
また、幅広く市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

### 【人権に関する市民意識調査概要】

- 調査月：2023年（令和5）年11月
- 調査対象者：市民16歳以上～80歳未満 2,000名（無作為抽出）

- 配布・回収方法：郵送による配布・郵送またはWeb アンケートによる回収
  - 配布部数：2,000部 回収部数：827部 有効回答数：827部 回収率：41.4%
- ※グラフ中の (n) は回答者数を表します。

## 4 計画の体系



## 第2章 佐渡市の人権をめぐる現状

### 1 人権に関する市民の意識

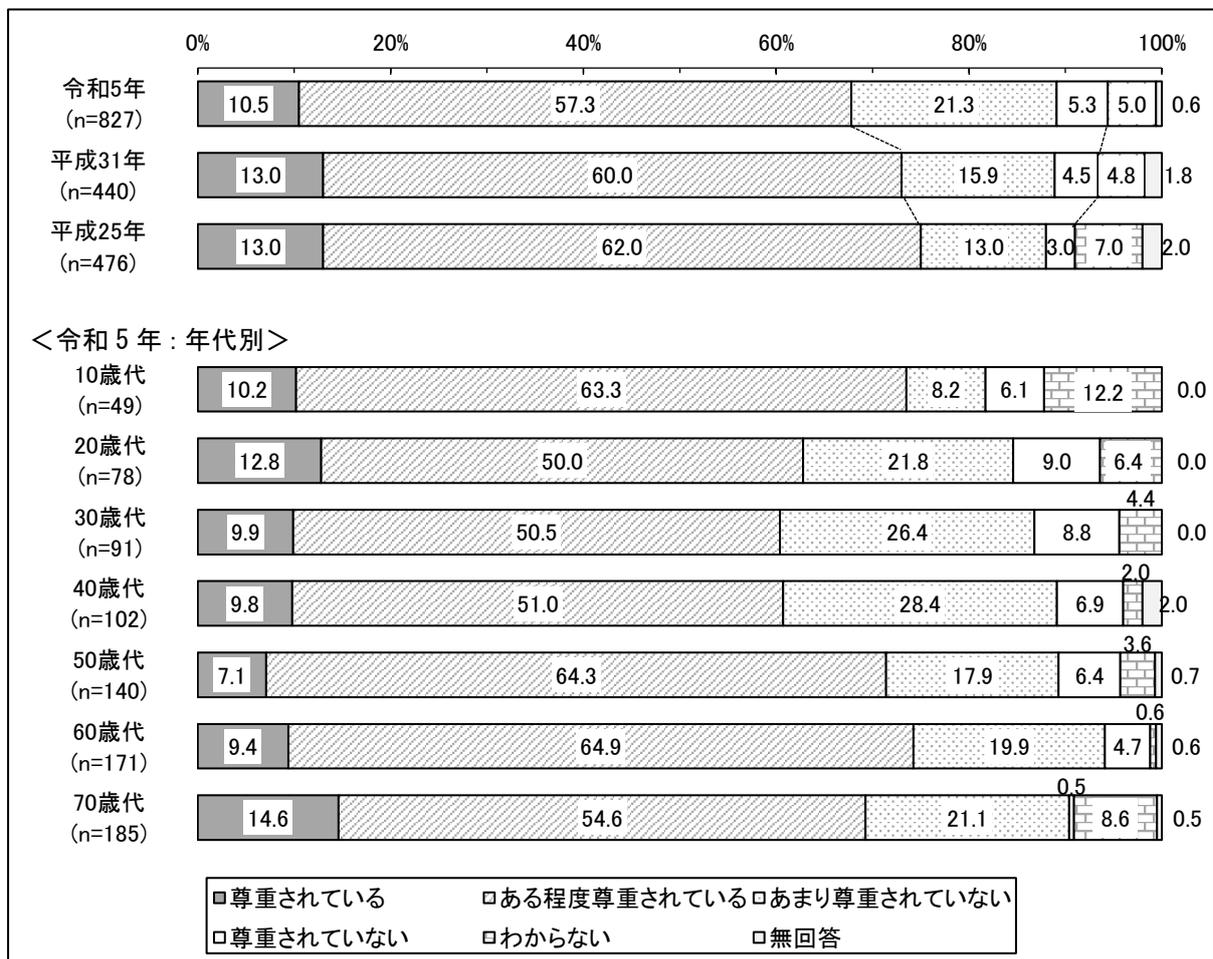
令和5年11月に無作為抽出した市民を対象に「人権に関する市民意識調査(以下、意識調査)」を行いました。その調査結果を平成31年に行った前回調査、平成25年に行った前々回調査の結果を比較すると、市民の意識の変化がうかがえます。

#### (1) 人権の尊重に対する考え

「尊重されている」「ある程度尊重されている」を合わせた割合が67.8%と7割弱を占めていますが、前回調査と比べて5.2ポイント減少しています。一方、「あまり尊重されていない」「尊重されていない」の合計は前回比6.2ポイント増加し、26.6%となっています。

年齢別にみると、「尊重されている」「ある程度尊重されている」を合わせた割合は「60歳代」が74.3%で最も高く、「30歳代」が60.4%で最も低くなっています。20歳代～40歳代の比較的若い世代でやや否定的な回答が多い傾向にあります。

問1 あなたは、今の日本は人権が尊重されている社会だと思いますか。



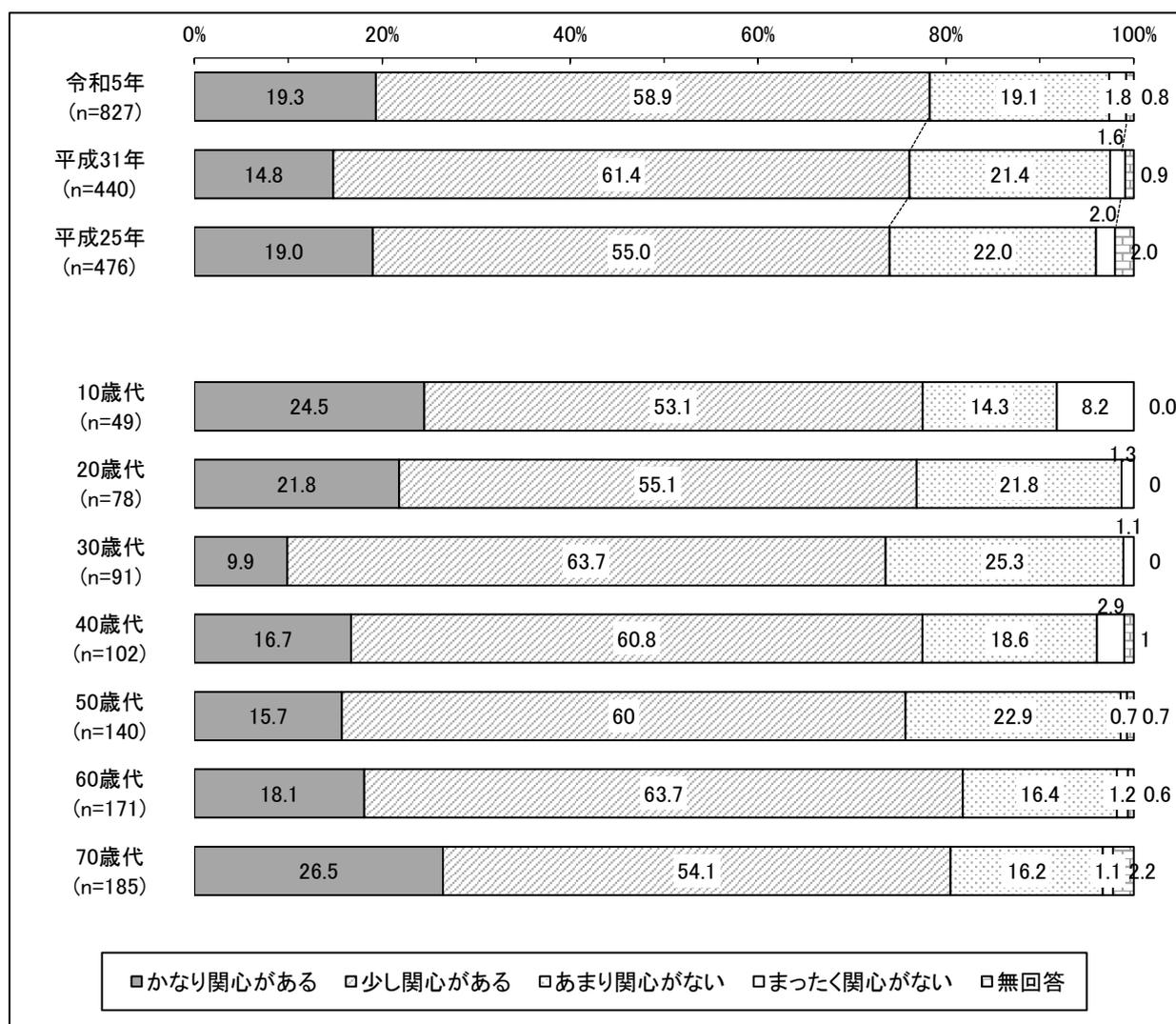
(2) 人権や差別問題への関心度合

「かなり関心がある」(19.3%)と「少し関心がある」(58.9%)を合わせた“関心がある”人の割合は78.2%と、8割近くになっています。

前回調査と比較すると、“関心がある”割合が2.0ポイント増加し小幅ながら関心度は高まっています。

年齢別にみると、“関心がある”の割合は60歳代(81.8%)で最も高く、30歳代(73.6%)で最も低くなっています。総じて20歳代～40歳代で関心度合が若干低くなっています。

問2 あなたは、人権や差別問題にどの程度関心を持っていますか。

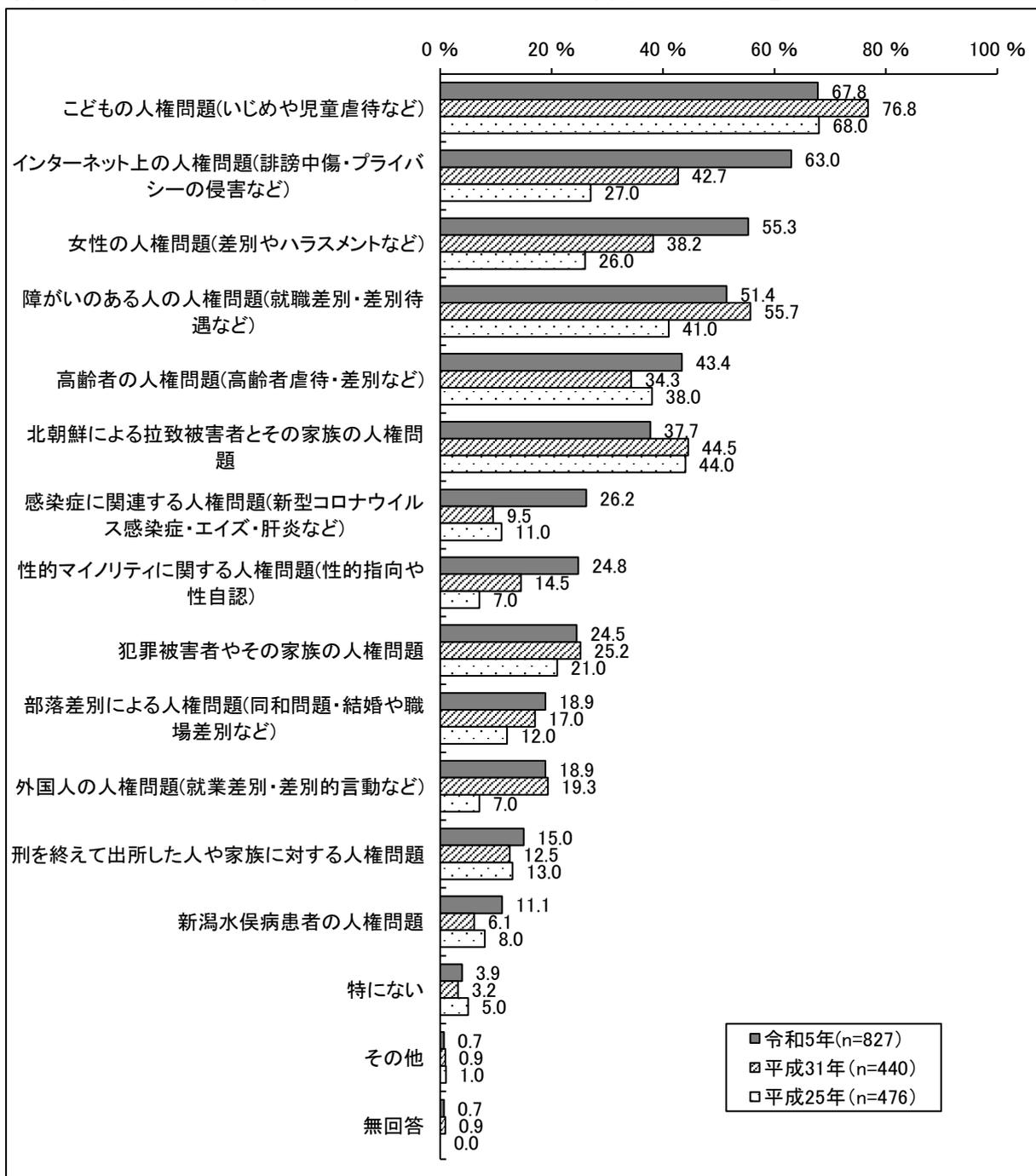


(3) 関心のある人権問題

「子どもの人権問題(いじめ・虐待)」が67.8%と最も高く、次いで「インターネット上の人権問題(誹謗中傷・プライバシーの侵害など)」が63.0%となっています。

前回調査より関心度が大きく増加したのは、「インターネット上の人権問題(誹謗中傷・プライバシーの侵害など)」(20.3ポイント増)、「女性の人権差別(差別やハラスメントなど)」(17.1ポイント増)、「感染症に関連する人権問題(新型コロナウイルス感染症・エイズ・肝炎など)」(16.7ポイント増)、「性的マイノリティに関する人権問題(性的指向や性自認)」(10.3ポイント増)となっています。

問3 基本的人権に関わる次の問題のうち、あなたが関心のあるものをすべて選んでください



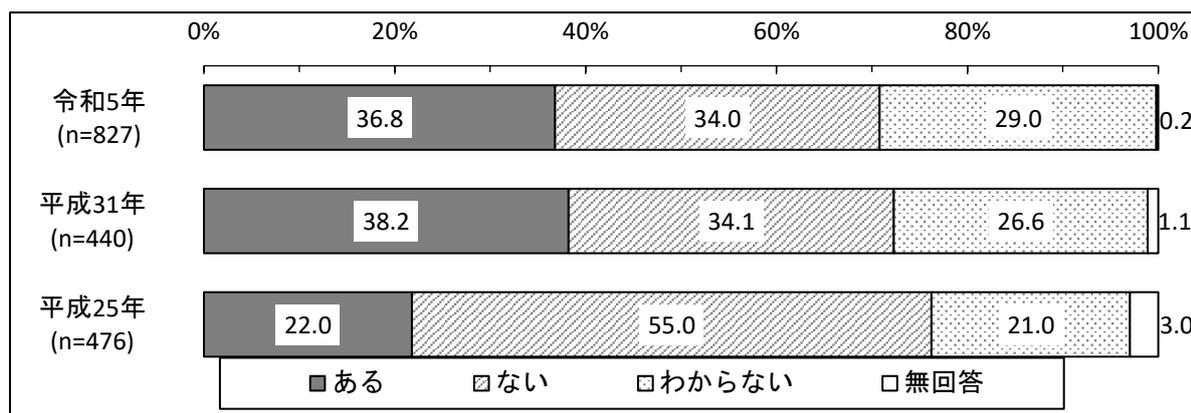
(4) 自分や周囲での人権侵害の認識

「ある」が36.8%で、前回調査より1.4ポイント減少しているものの、4割弱が侵害を受けた(見聞きした)と回答しています。

国や県の同旨調査と比較すると、質問方法に違いがあるものの、総じて佐渡市では「ある」の割合が高くなっています。

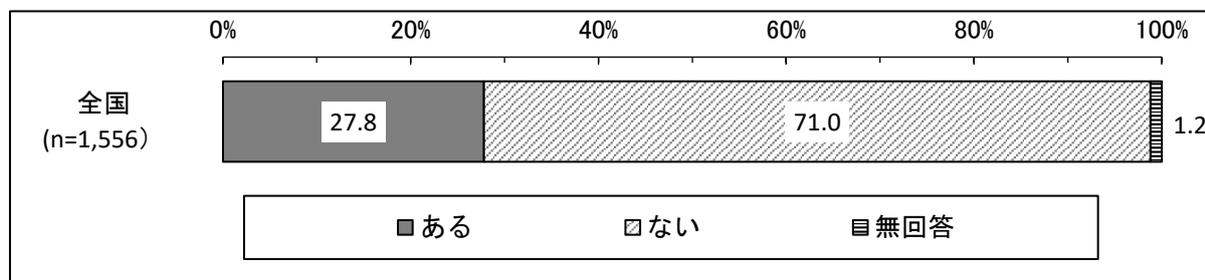
性別・年代別にみると、男女別では女性が、年代別では30歳代～50歳代の中心に「ある」の割合が総じて高く、特に40歳代では49.0%とほぼ5割と高くなっています。

問4 あなたやあなたの周りで、人権の侵害を受けたことがあると感じたことがありますか



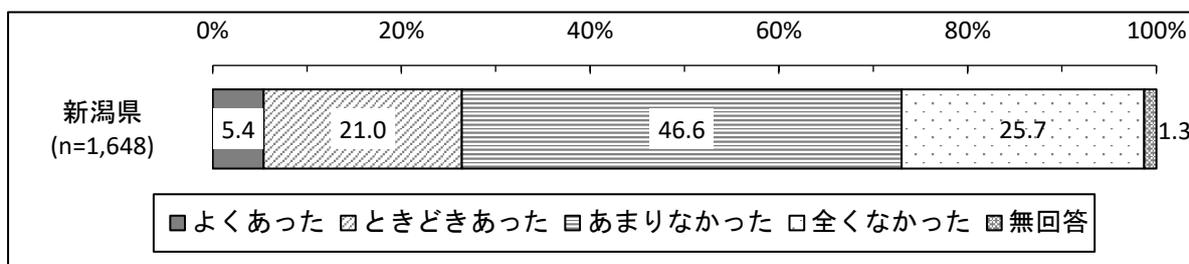
◆参考 内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年11月)

問 あなたは、今までにご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか

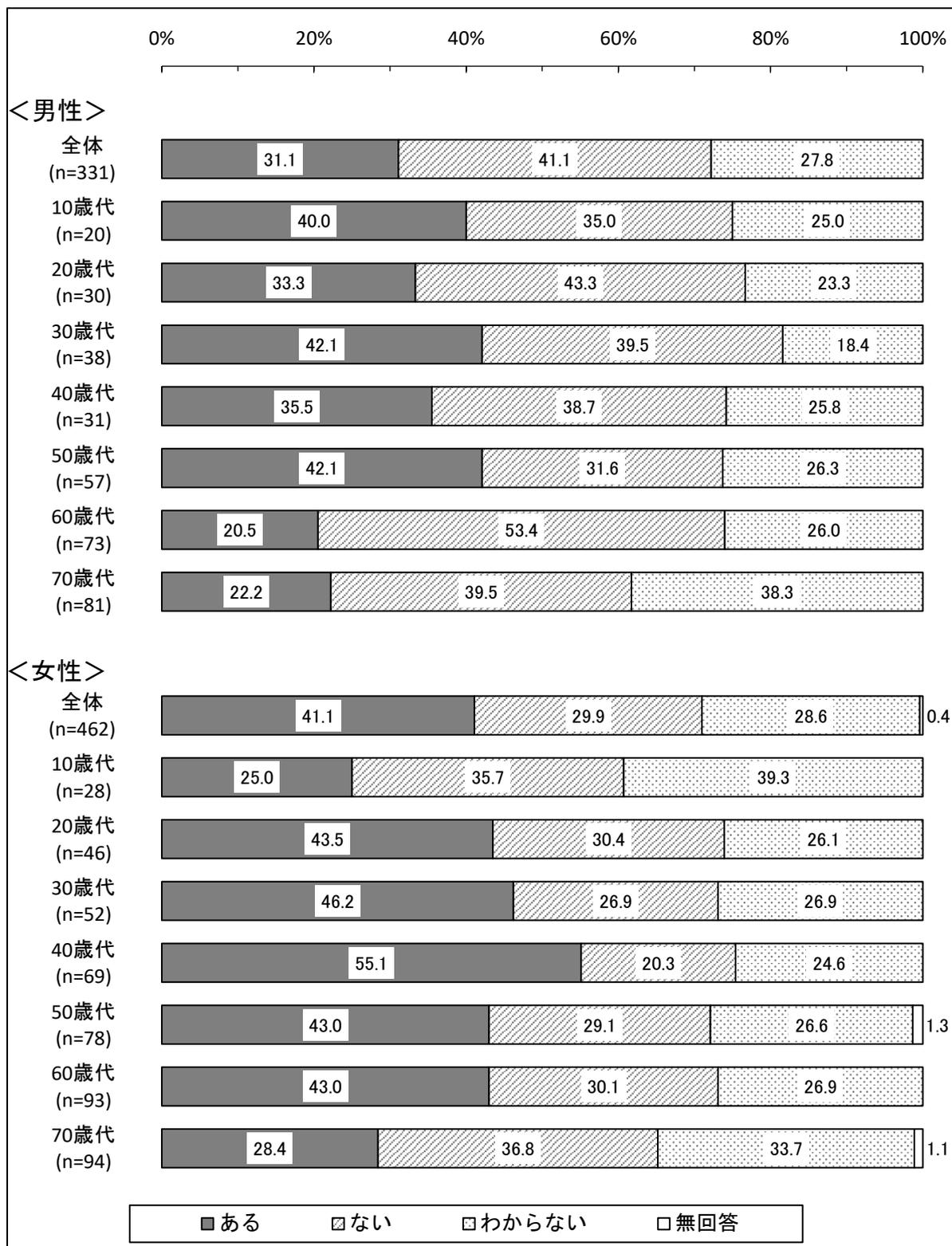


◆参考 新潟県「県民の意識・満足度アンケート」(令和6年10月)

問 この2,3年の間、あなたやあなたの身の回りで、「人権の問題がある」と思ったことはありますか



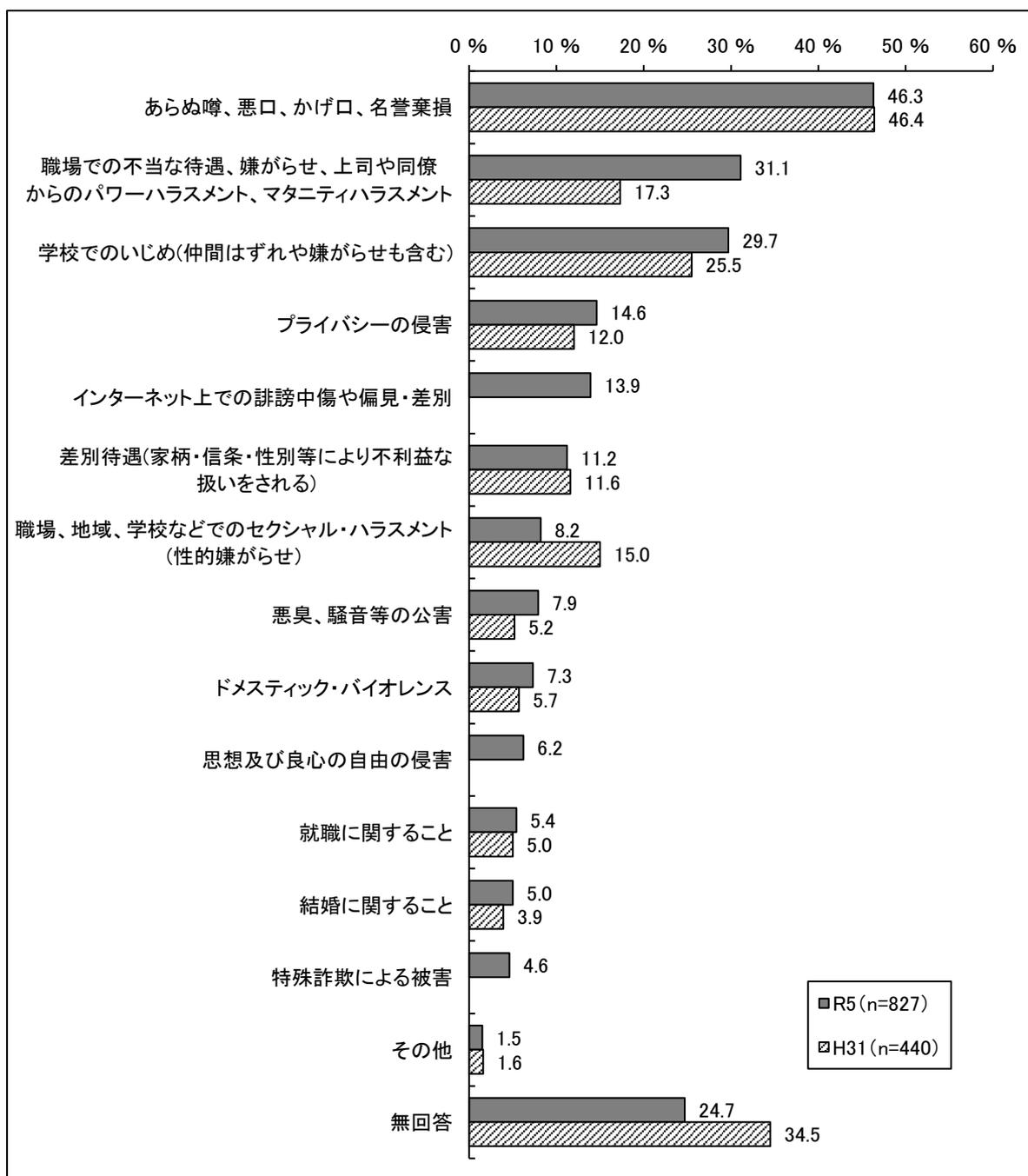
問4 あなたやあなたの周りで、人権の侵害を受けたことがあると感じたことがありますか  
(男女別、年齢別)



人権侵害を受けたと感じた具体的な内容は「あらぬ噂、悪口、かげ口、名誉棄損」の割合が46.3%と最も高く、以下「職場での不当な待遇、嫌がらせ、上司や同僚からのパワーハラスメント、マタニティハラスメント」(31.1%)、「学校でのいじめ(仲間はずれや嫌がらせも含む)」(29.7%)が続いています。

前回調査と比較すると、「職場での不当な待遇、嫌がらせ、上司や同僚からのパワーハラスメント、マタニティハラスメント」(13.8ポイント増)が大幅に増加し、逆に「職場、地域、学校などでのセクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」(6.8ポイント減)が減少しています。

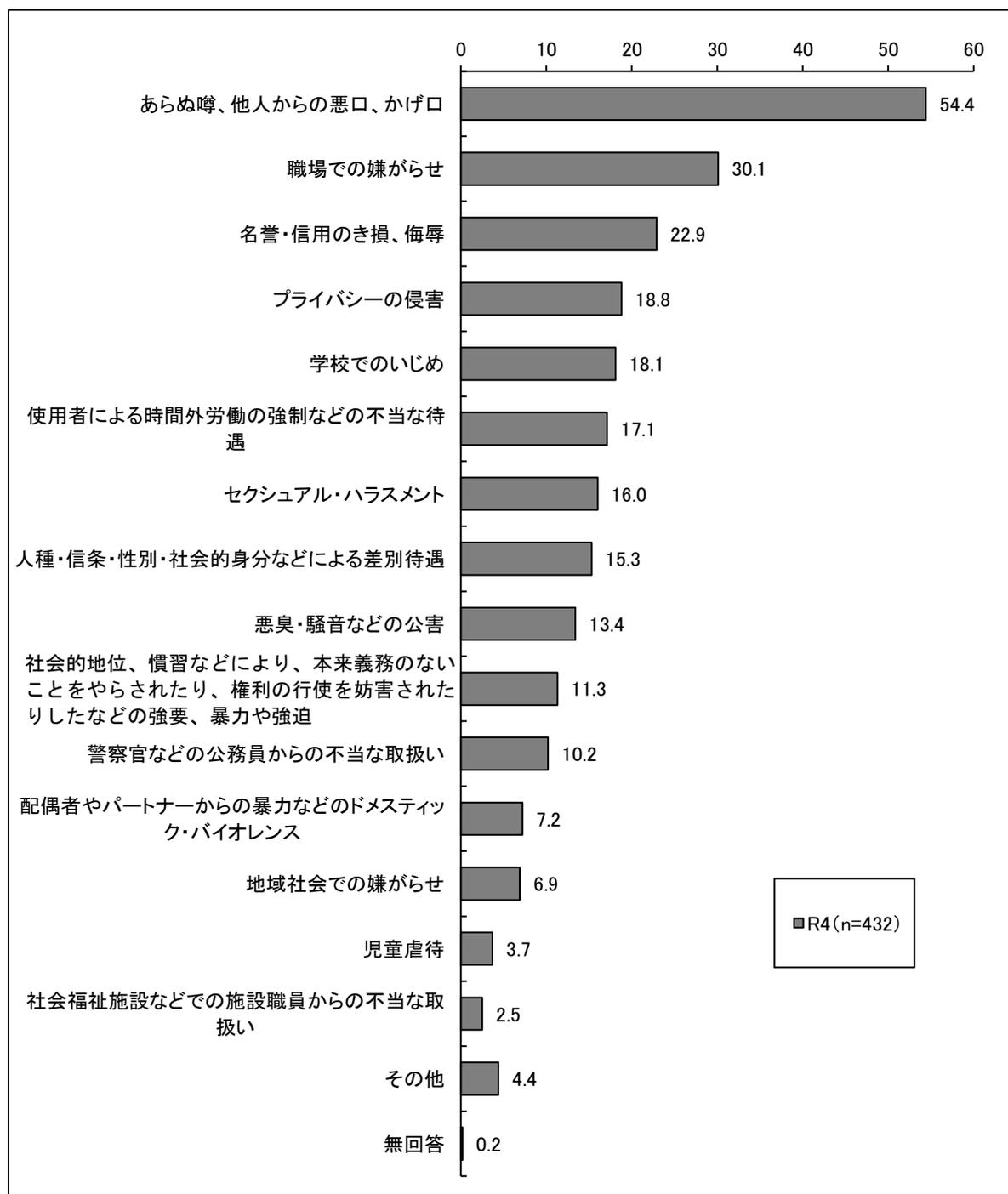
問5 あなたやあなたの周りで、人権侵害を受けたと感じた具体的内容を次の中からすべて選んでください



国の調査と比較すると、選択肢の内容に一部相違はあるものの、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」「職場での嫌がらせ」「プライバシーの侵害」「学校でのいじめ」などが上位となっており、大きな違いは見られない結果となった。

◆参考 内閣府「人権に関する世論調査」（令和4年11月）

問 （自分の人権が侵害されたと思ったことがある人に）ご自分の人権が侵害されたと思ったのは、どのような場合ですか。（〇はいくつでも）

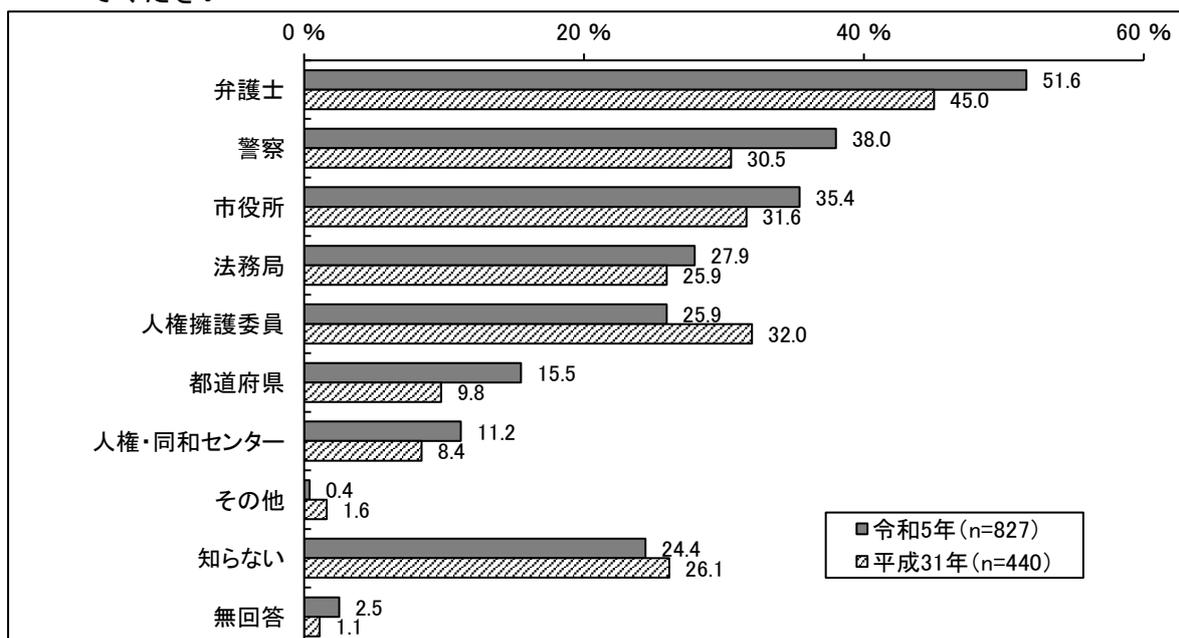


(5) 人権擁護機関の認知度及び人権侵害を受けた時の相談先

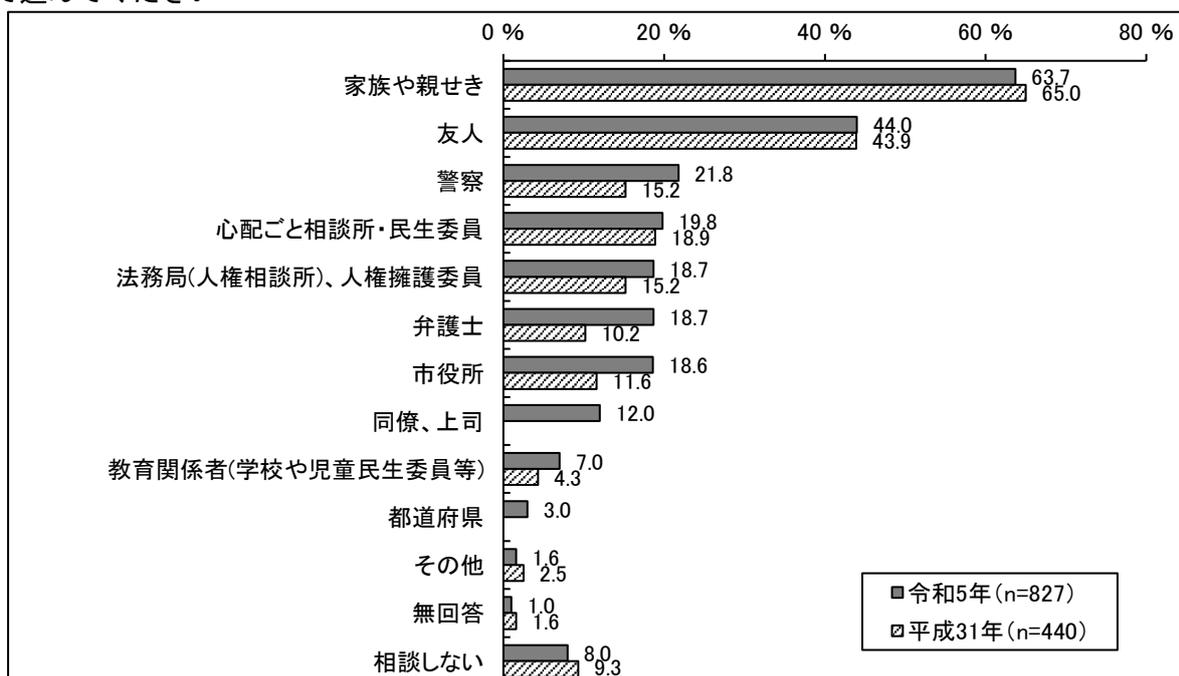
人権擁護機関の認知度については総じて増加していますが、最も高かった「弁護士」でも51.6%と5割程度にとどまっています。一方、「知らない」が24.4%となっています。

また、人権侵害を受けた時の相談先としては、「家族や親せき」(63.7%)、「友人」(44.0%)など周囲の人間が多くなっており、公的機関の存在や相談方法について周知が必要と思われます。

問6 あなたは、人権擁護機関としてどのようなものを知っていますか。次の中からすべて選んでください



問7 もしあなたが人権侵害を受けたとしたら、どなた(どこ)に相談しますか。次の中からすべて選んでください



## 第3章 重点目標、分野別の課題

### 1 重点目標

「第3次佐渡市人権教育・啓発推進計画」では、重点目標として前章の「人権に関する市民意識調査」による人権や差別問題への関心度合いにおいて、「かなり関心がある」の割合をすべての年齢層で25%以上、「まったく関心がない」の割合を0%に設定し、各種の教育、啓発活動に取り組んできました。

今般の「第4次計画」策定にあたり昨年度に市民を対象に行った意識調査の結果では、「かなり関心がある」の割合は増加していますが19.3%にとどまっています。また、「まったく関心がない」の割合は1.8%と前回調査から小幅ながら増加しています。特に30歳代～50歳代の壮年世代で関心度合が若干低いという結果となっており、引き続き啓蒙が必要な状況となっています。

以上の結果から、「第4次計画」においても前回計画同様、本計画の最終年度に行う「人権に関する意識調査」において、すべての年齢層で「かなり関心がある」割合が25%以上、「まったく関心がない」割合が0%となることを引き続き重点目標と取り組むこととします。

市民一人ひとりが人権について自らの課題として関心を持ち、自身も他者も尊重されるべき存在であり、差別や偏見を許さないと認識し、実践する地域づくりのためには、人権教育・啓発の果たす役割が大変重要です。

学校教育、社会教育における人権教育・啓発を推進するとともに、事業の実施主体である市の職員に対する人権教育・啓発に積極的に取り組みます。

#### <重点目標>

| 人権に関する市民意識調査  |                | 前回目標    | 現状 (R5) | 今回目標    |
|---------------|----------------|---------|---------|---------|
| 人権や差別問題への関心度合 | 「かなり関心がある」の割合  | 25.0%以上 | 19.8%   | 25.0%以上 |
|               | 「まったく関心がない」の割合 | 0%      | 1.8%    | 0%      |

### 2 分野別の課題

#### (1) 女性の人権

女性の人権問題とは、女性に対する不平等や差別であって、女性の人権および基本的自由が妨げられることに関する問題です。日本社会では固定的性別役割分担意識が今なお根強く

残っています。それらの意識が社会構造のあらゆるところに反映されており、このことが男女の賃金格差、家事・育児・介護等の負担の偏り等として表れていることから、これらの意識を反映した構造が解消されなければなりません。

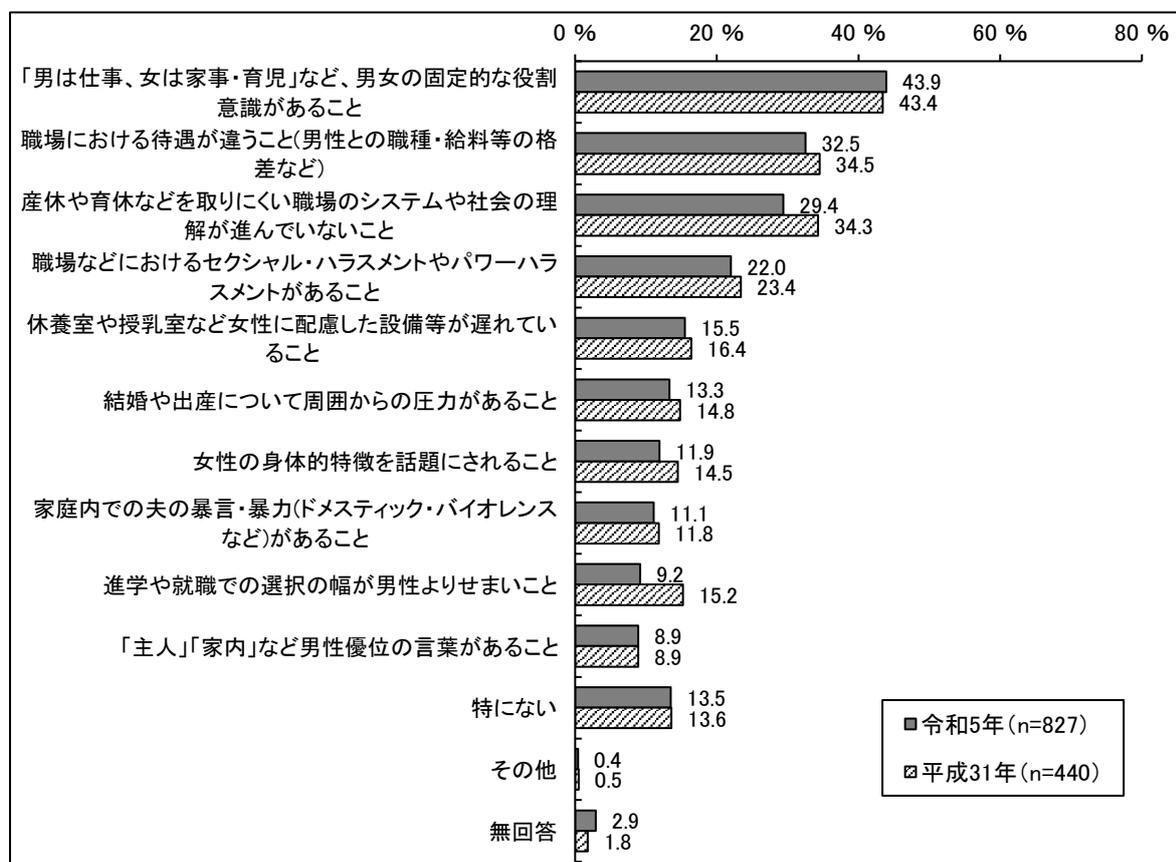
「人権に関する市民意識調査(以下、意識調査)」の結果では、「女性の人権が尊重されていないと思うこと」として、『男は仕事、女は家事・育児』など男女固定的な役割認識があること」「職場における待遇が違うこと(男性との職種・給料等の格差など)」「産休や育休などを取りにくい職場のシステムや社会の理解が進んでいないこと」「職場などにおけるセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントがあること」など、社会、家庭での意識や職場等での体制等の問題に対する指摘が上位を占めています。

また、「女性の人権を守るために必要と思われること」では「男性、女性の両方を対象に、仕事と家庭の両立を支援する体制を職場や社会でつくる」「男女が協力して家事や育児などを分担する」「学校でこどもに男女平等について教える」が上位となっています。

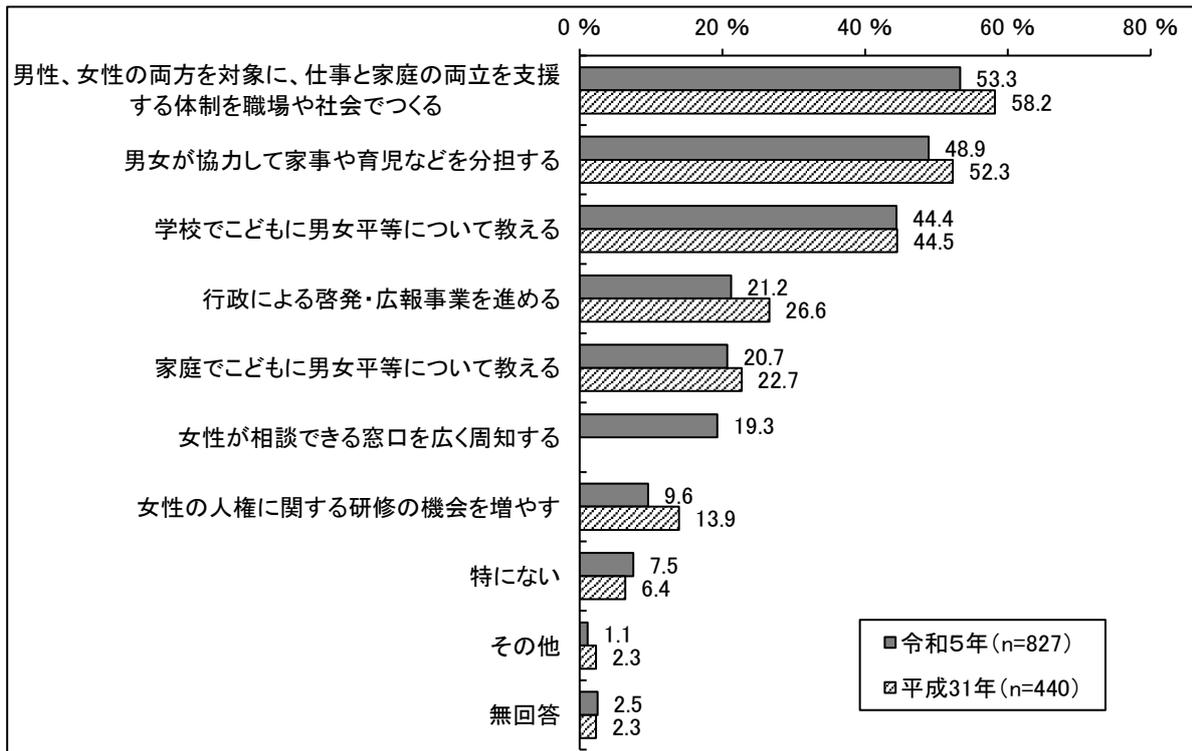
(主な課題)

- ・ 固定的な性別による役割分担意識の解消
- ・ DV や各種ハラスメントを防止するための取り組み
- ・ 男女を問わず仕事と家庭の両を支援する体制
- ・ 男女共同参画に関する啓蒙、教育

問8 女性の人権が尊重されていないと思うことを、次の中から3つ以内で選んでください



問9 女性の人権を守るために必要と思われることを、次の中から3つ以内で選んでください



(2) こどもの人権

こどもの人権に関しては、家族の形態の多様化、近隣とのつきあいの希薄化などの社会状況の変化の中で、児童虐待やいじめ、不登校、少年非行の凶悪化や低年齢化、児童ポルノ、貧困など、様々な問題が生じています。また、インターネットやスマートフォンの普及により、有害情報の氾濫、SNS を介した事件等、こどもの人権が侵害されやすい環境になっています。

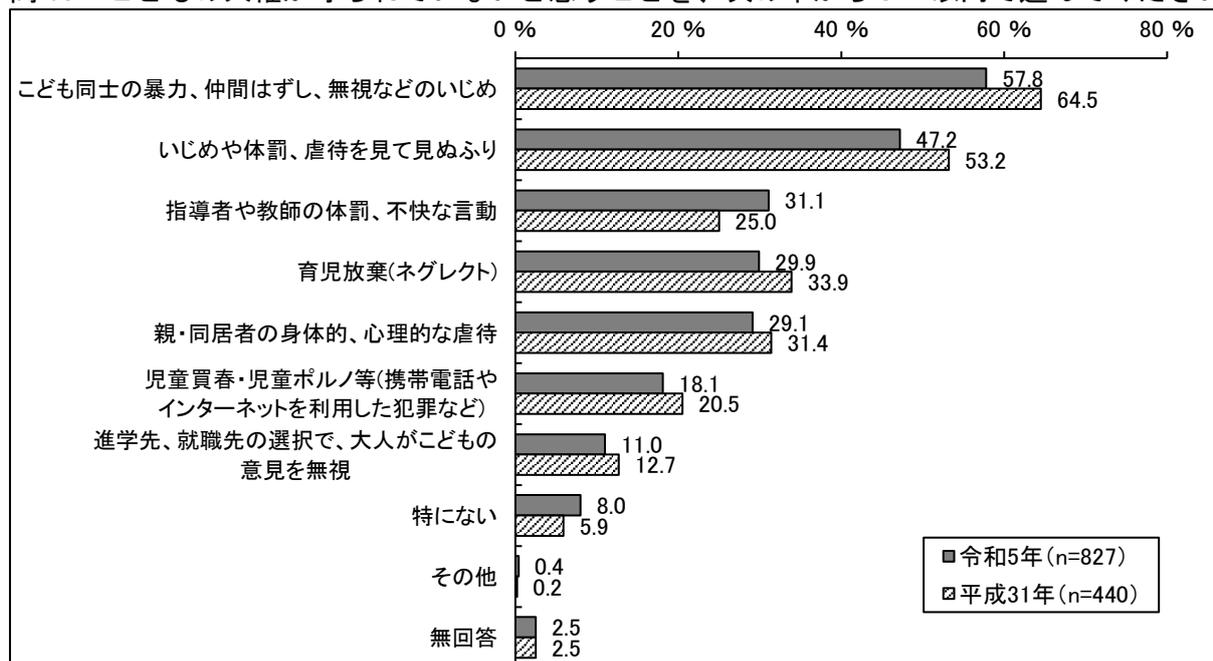
意識調査では、「こどもの人権が守られていないと思うこと」として、「こども同士の暴力、仲間はずし、無視などのいじめ」「いじめや体罰、虐待を見て見ぬふり」などいじめに関する問題が上位を占めています。また、「指導者や教師の体罰、不快な言動」「育児放棄(ネグレクト)」「親・同居者の身体的、心理的な虐待」など、親・保護者や教育者による虐待、暴力などへの指摘も比較的高くなっています。

一方、「こどもの人権を守るために必要と思われること」として、「家庭内での人間関係の安定」「指導者や教師の人間性及び資質の向上」「学校でこどもの人権を尊重する教育推進」が上位となっています。

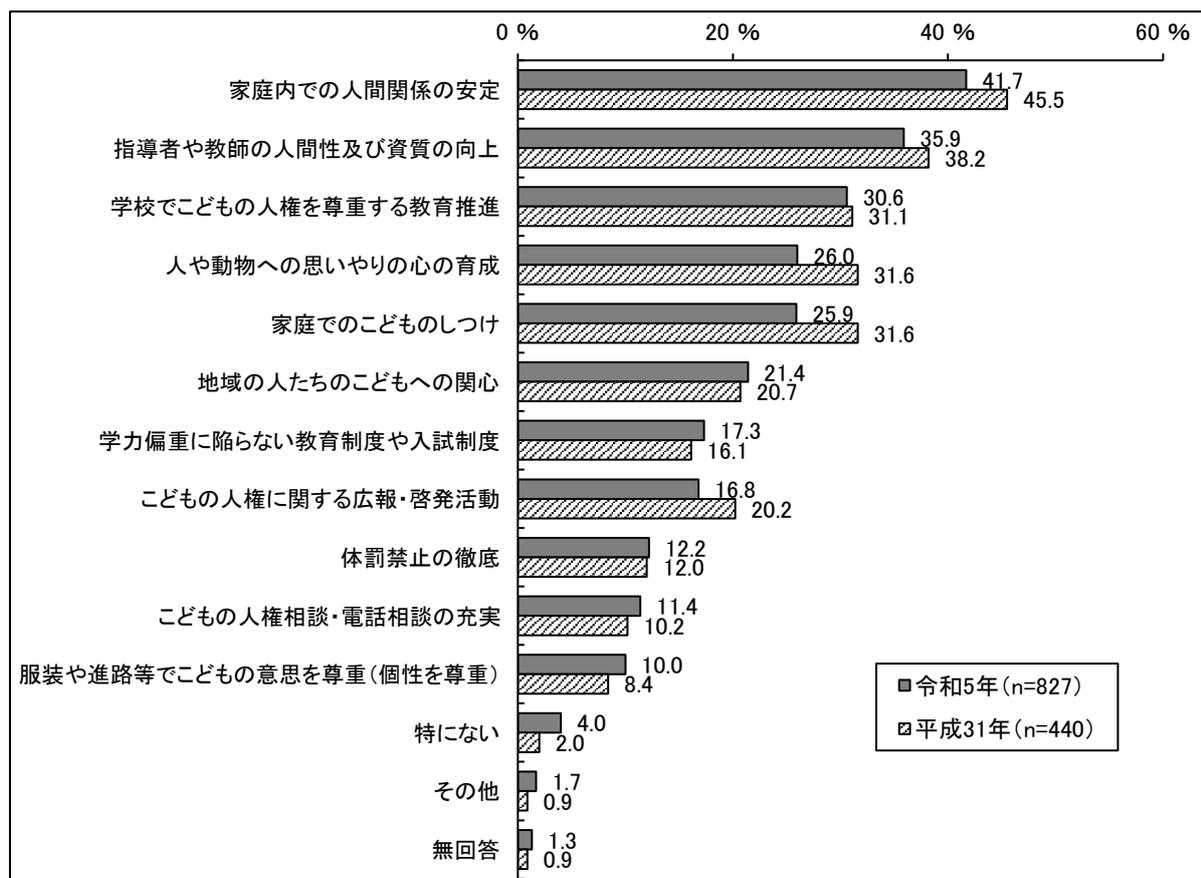
(主な課題)

- ・いじめや不登校、体罰等への対策の一層の推進
- ・児童虐待、育児放棄の防止
- ・こどもの安全な居場所づくり
- ・こどもの人権に関する教育、啓発活動の推進

問10 こどもの人権が守られていないと思うことを、次の中から3つ以内で選んでください



問11 子どもの人権を守るために必要と思われることを、次の中から3つ以内で選んでください



(3) 高齢者の人権

佐渡市の高齢化率は、2020年（令和2年）の佐渡市の調査で41%を超えており、高齢化の進行による一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴う、高齢者の財産をめぐるトラブルや悪質な訪問販売、詐欺等の消費者被害の問題、介護負担等を原因とする高齢者虐待など、高齢者の権利に係る問題が深刻化しています。

また、高齢者のみ世帯の割合が多いことから、災害時の不安はより大きな問題であり、地域ぐるみで支えあい助けあう仕組みづくりも重要となってきています。

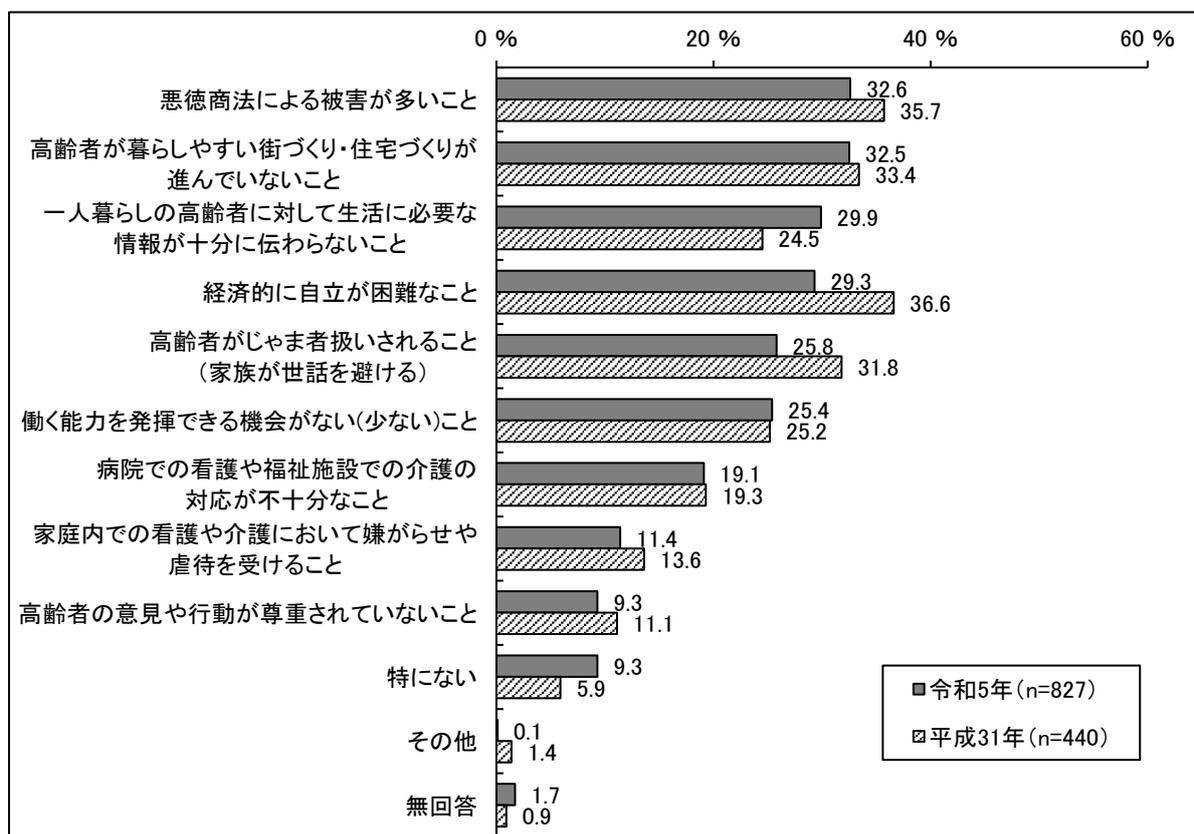
意識調査の結果では、「高齢者の人権が尊重されていないと思うこと」として、「悪徳商法による被害が多いこと」「高齢者が暮らしやすいまちづくり・住宅づくりが進んでいないこと」「一人暮らしの高齢者に対して生活に必要な情報が十分に伝わらないこと」「経済的に自立が困難なこと」が上位を占めています。

また、「高齢者の人権を守るために必要と思われること」として、「高齢者の孤独を防ぐための交流促進」「生きがい対策・ボランティア団体などの整備充実」「緊急通報体制など、高齢者の見守り体制の強化」「高齢者の社会参画・就職機会の拡大」などが上位となっています。

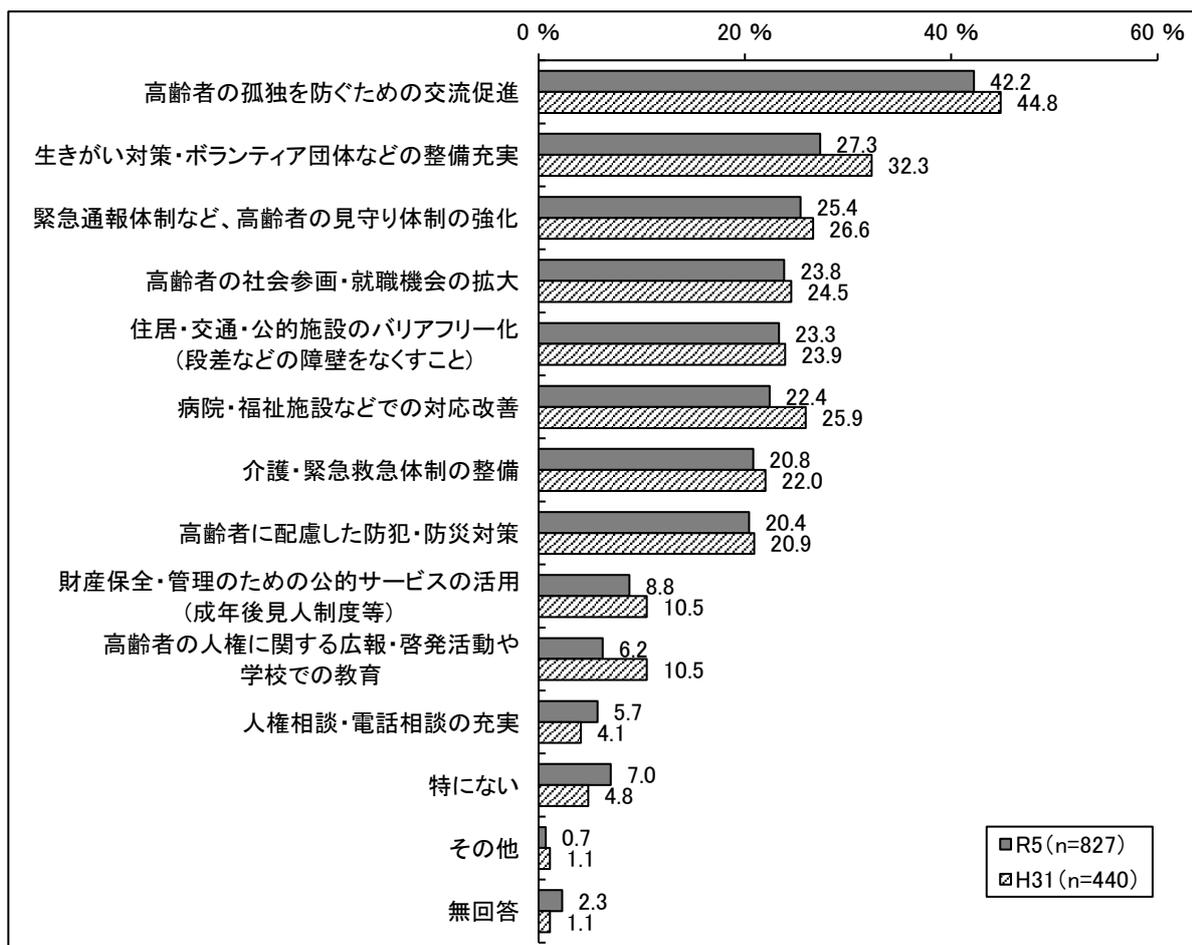
(主な課題)

- ・ 高齢者の自立支援と社会参画の推進
- ・ 単身、高齢者のみ世帯への生活支援
- ・ 高齢者が暮らしやすい社会環境整備
- ・ 高齢者を対象とした犯罪や虐待などの防止

問12 高齢者の人権が尊重されていないと思うことを、次の中から3つ以内で選んでください



問 13 高齢者の人権を守るために必要と思われることを、次の中から3つ以内で選んでください



#### (4) 障がいのある人の人権

障がいのある人が安心して地域の中で生活できる社会は、誰もが安心して暮らせる社会であり、その実現のために市民それぞれが障がいのある人たちへの偏見をなくし、人権が尊重された福祉のまちづくりへ向けて取り組むことが重要です。2016年（平成28年）、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者差別解消法」が施行され、2024年（令和6年）の改正により、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

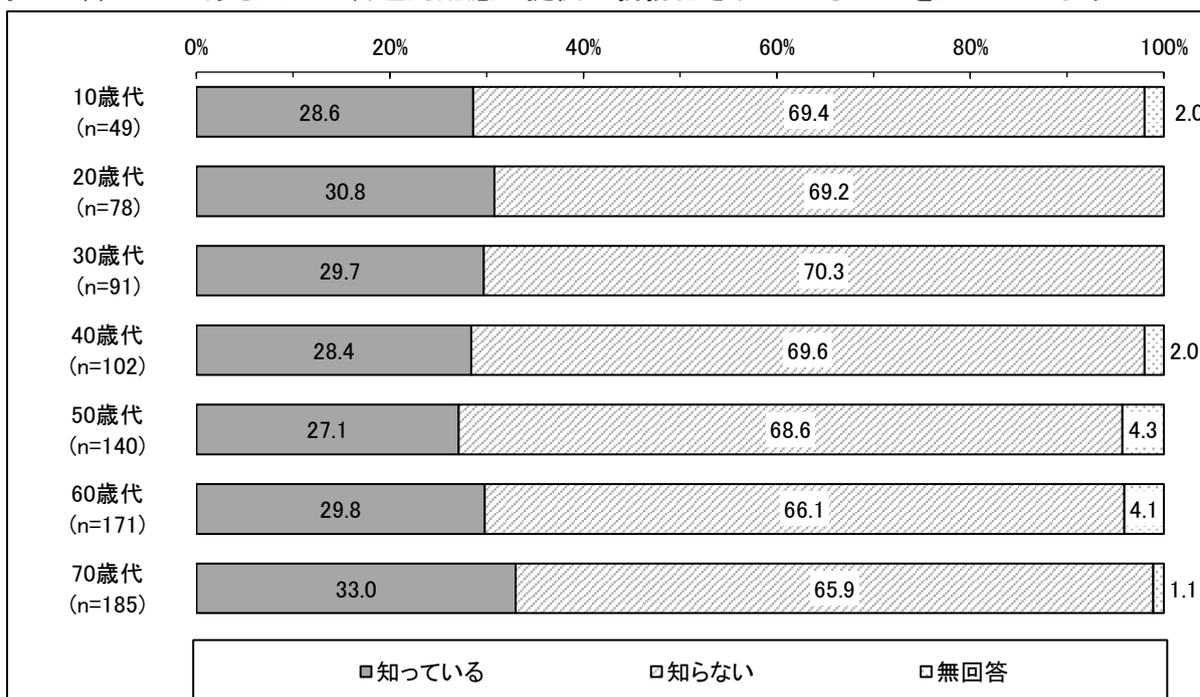
意識調査の結果では、「合理的配慮の提供」の義務については全年代を通して3割前後の認知度にとどまっています。

また、「障がいのある人の人権を守るために必要と思われること」としては「就労機会の確保」「福祉施設の充実」「障がいのある人も一緒に学習できる学校環境」「バリアフリー化(段差などの障壁をなくすこと)やユニバーサルデザイン\*促進」などが上位となっています。

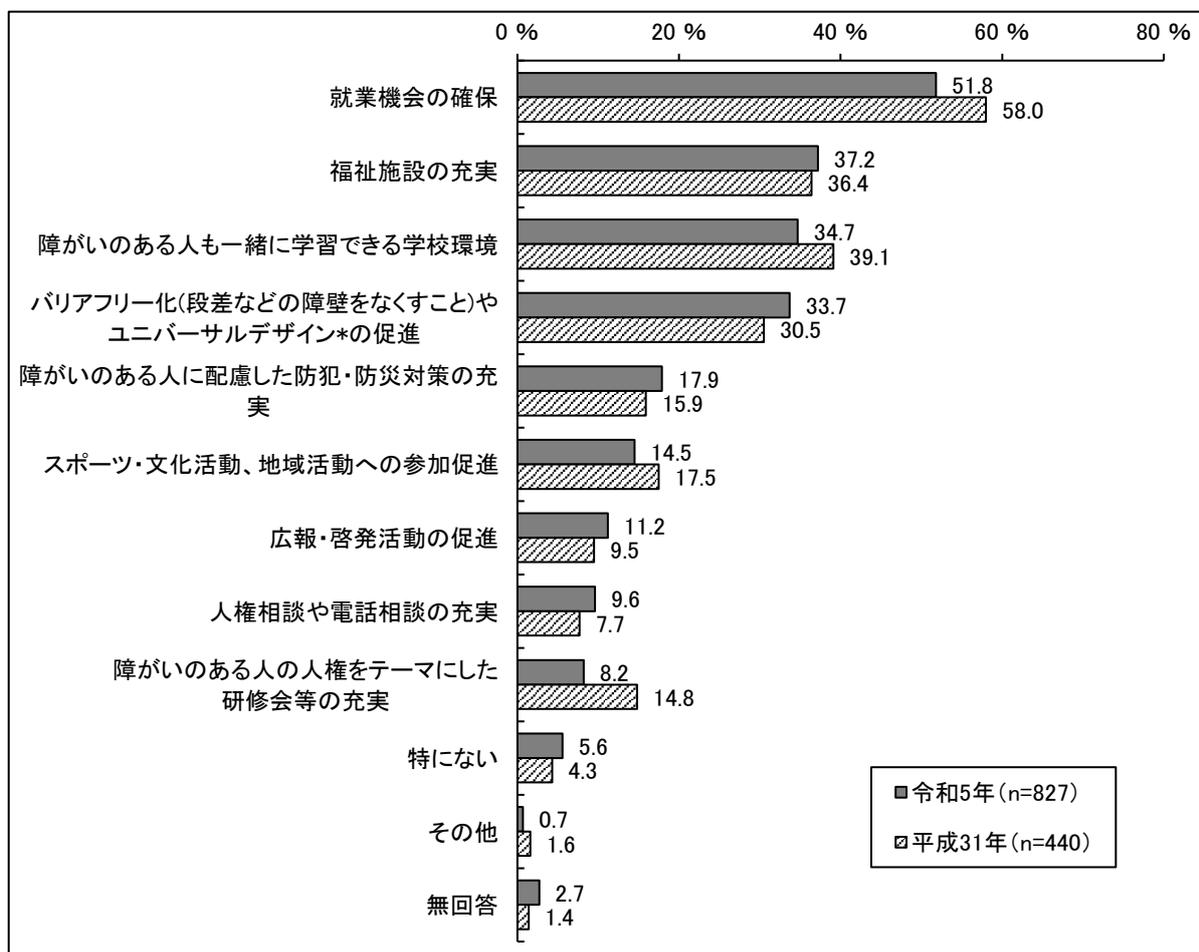
#### (主な課題)

- ・障がいのある人への偏見や差別意識の解消、理解促進
- ・社会参画の推進と就労の確保
- ・障がい関連福祉サービスの充実
- ・障がいのあるこどもの教育・保育環境づくり

問 14 障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されていることを知っていますか



問 16 障がいのある人の人権を守るために必要と思われることを、次の中から3つ以内で選んでください



(5) 同和問題（部落差別問題）

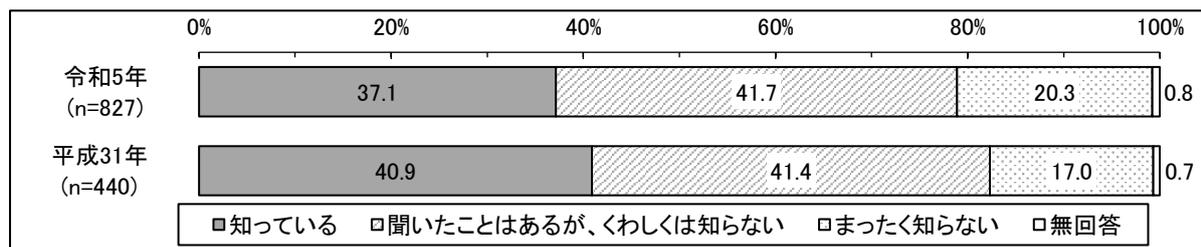
同和問題とは、長い歴史の中でつくられた身分階層に基づく差別で、同和地区と呼ばれる被差別部落出身者が就労、婚姻での差別など、基本的人権が侵害される重大な人権問題で、未だ解消したとはいえない現状にあります。2016年（平成28年）12月に施行された「部落差別解消推進法」において、現在もなお部落差別が存在することを国が初めて認め、その上で、情報化の進展にともなってインターネットによる部落差別が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとでこれを解消することが重要な課題であるとしています。また、国や地方公共団体の責務を明らかにし、教育や啓発、相談体制の充実・強化を行政の責務として、部落差別の解消を推進することとしています。

意識調査によると、同和問題の認知度や佐渡市での同和地区の存在などの認知度がやや低下傾向にあるほか、「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」と意識がやや高まるなど、全般に問題意識の低下がうかがえる状況となっています。

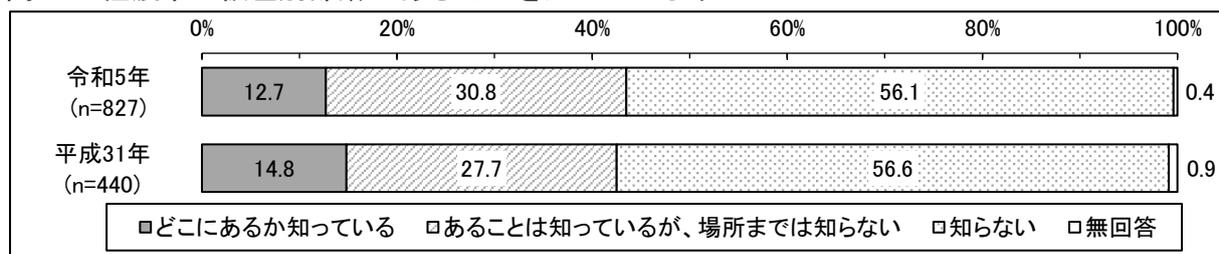
(主な課題)

- ・市民の意識向上に向けた啓発活動
- ・学校教育での人権・同和教育の推進

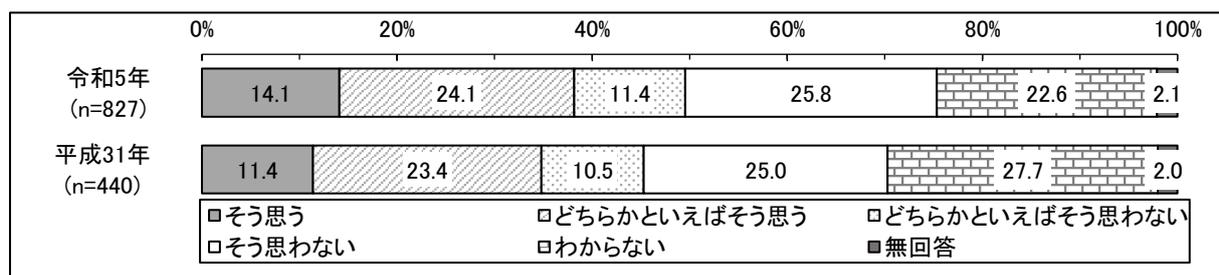
問17 日本の社会に同和問題(部落差別問題)があることを知っていますか



問18 佐渡市に被差別部落があることを知っていますか



問25 「差別、差別と騒ぎ立てるからかえって面白がって差別をしようとする者が出てくる。そっとしておけば部落差別は自然になくなる。」との意見について、どのように思いますか



(6) 外国籍の人の人権

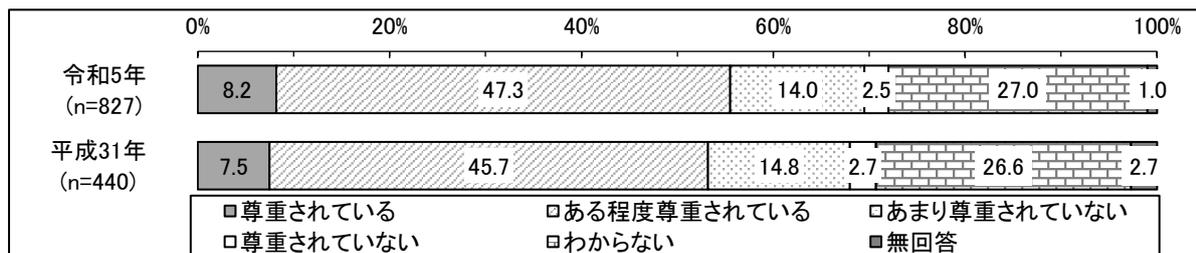
近年、ヘイトスピーチと呼ばれる、人種、民族、宗教、出身国、性的指向、性別、容姿、健康（障がい）など、自分の意志で変えることが困難な事柄に対して侮辱、非難する行為に対する社会的関心が高まっています。特定の国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになると考えられます。そのため、互いの言語・文化・歴史などの違いを認めあい、互いの人権を尊重しあうことが重要です。

意識調査によると、日本に居住する外国人の人権について、「尊重されている」「ある程度尊重されている」とする割合は前回調査に比べ小幅増加しているものの、未だ5割強にとどまっています。また、「外国人の人権を守るために必要と思われること」については、「日本人・外国人ともにお互いの文化や伝統・社会事情を理解する」「外国人の就労の場を確保する」「日本語教育(習得機会)を充実する」などが上位となっています。

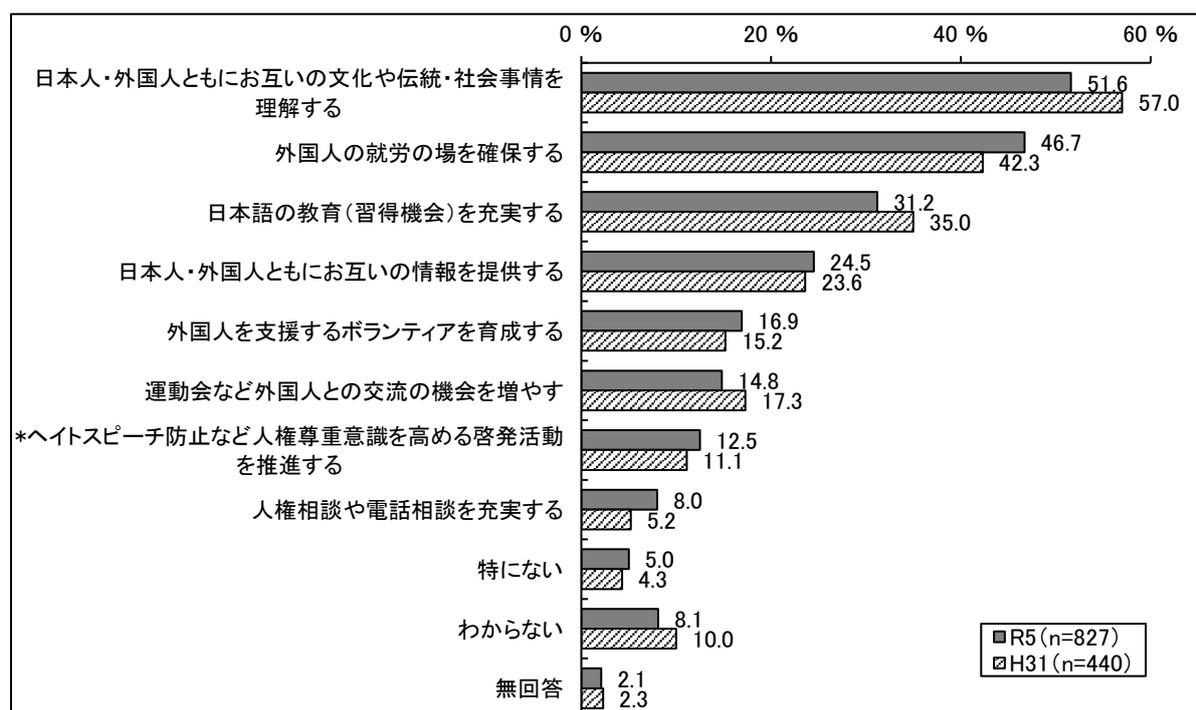
(主な課題)

- ・外国人の生活、就労環境の整備、支援
- ・国際交流、多文化共生、相互理解の推進

問 27 日本に居住する外国人の人権について思うことを、次の中から1つ選んでください



問 28 日本に居住する外国人の人権を守るために必要と思われることを、次の中から3つ以内で選んでください



(7) 北朝鮮による人権侵害

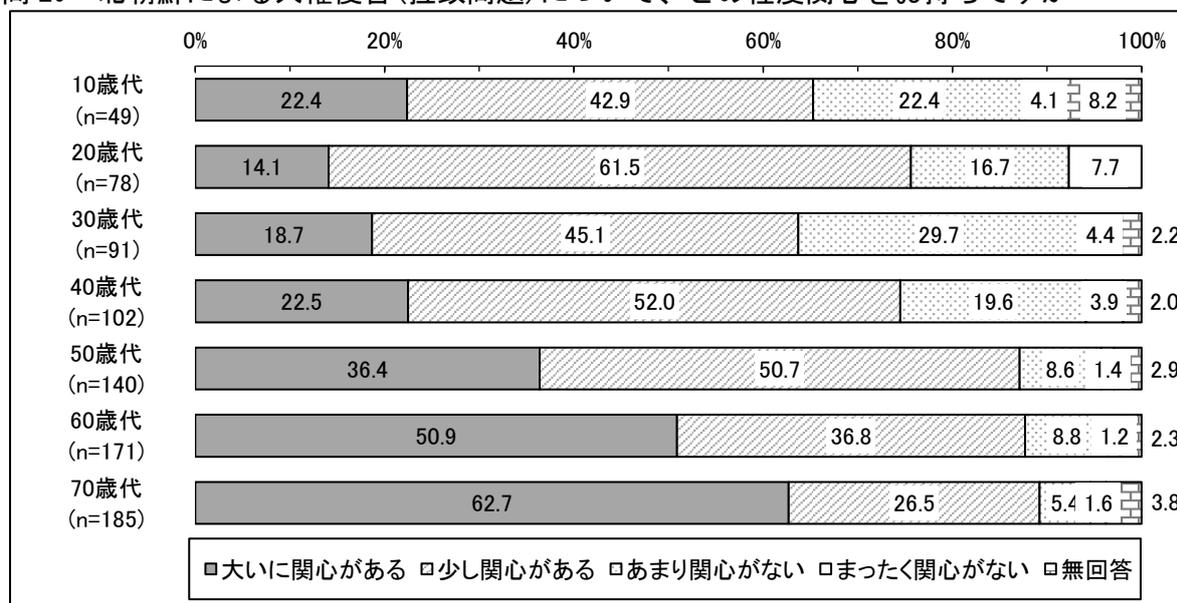
北朝鮮による拉致問題について、国は拉致問題を日朝間の最優先課題と位置づけていますが、拉致被害者のうち帰国が実現したのはわずか5人で、それ以外の人は正確な情報がないまま安否確認すらなされていない状況です。市民の人権を侵害された重大な問題であることについて意識啓発を図るとともに、国に対する継続的な働きかけが求められています。

意識調査によると、「北朝鮮による人権侵害について」の関心度として特に若年層を中心に関心度が総じて低くなっています。また、拉致問題の解決に向けた取り組みについては「政府の積極的な外交交渉」を求める声が大きくなっています。

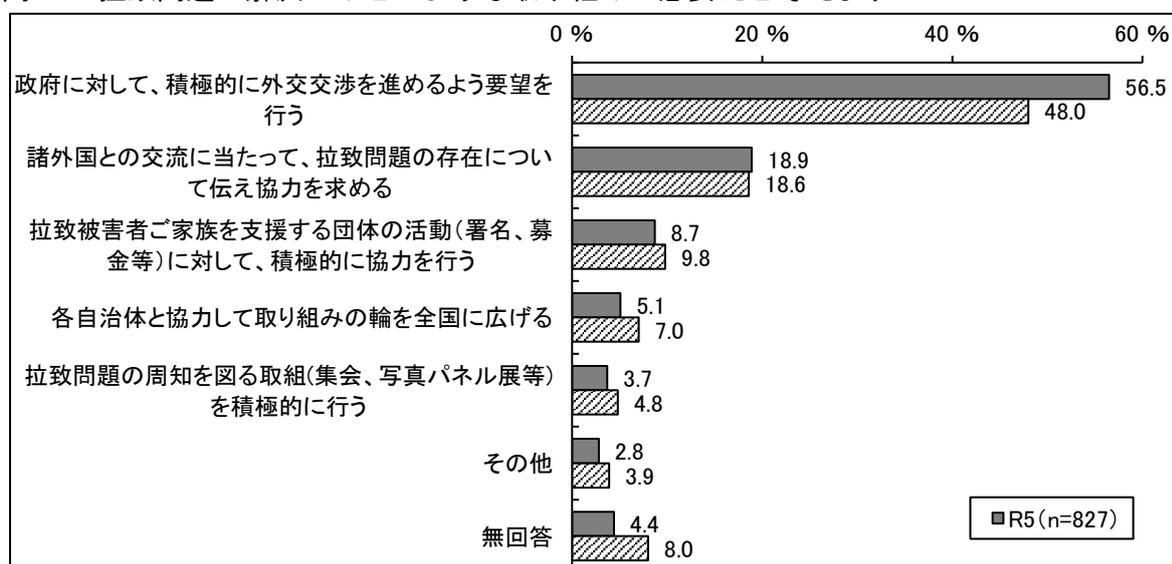
(主な課題)

- ・ 早期解決に向けた国、県などと連携した取り組み強化
- ・ 意識高揚に向けた教育、啓発活動

問 29 北朝鮮による人権侵害(拉致問題)について、どの程度関心をお持ちですか



問 30 拉致問題の解決にはどのような取り組みが必要だと考えますか



(8) 感染症に関連する人権問題

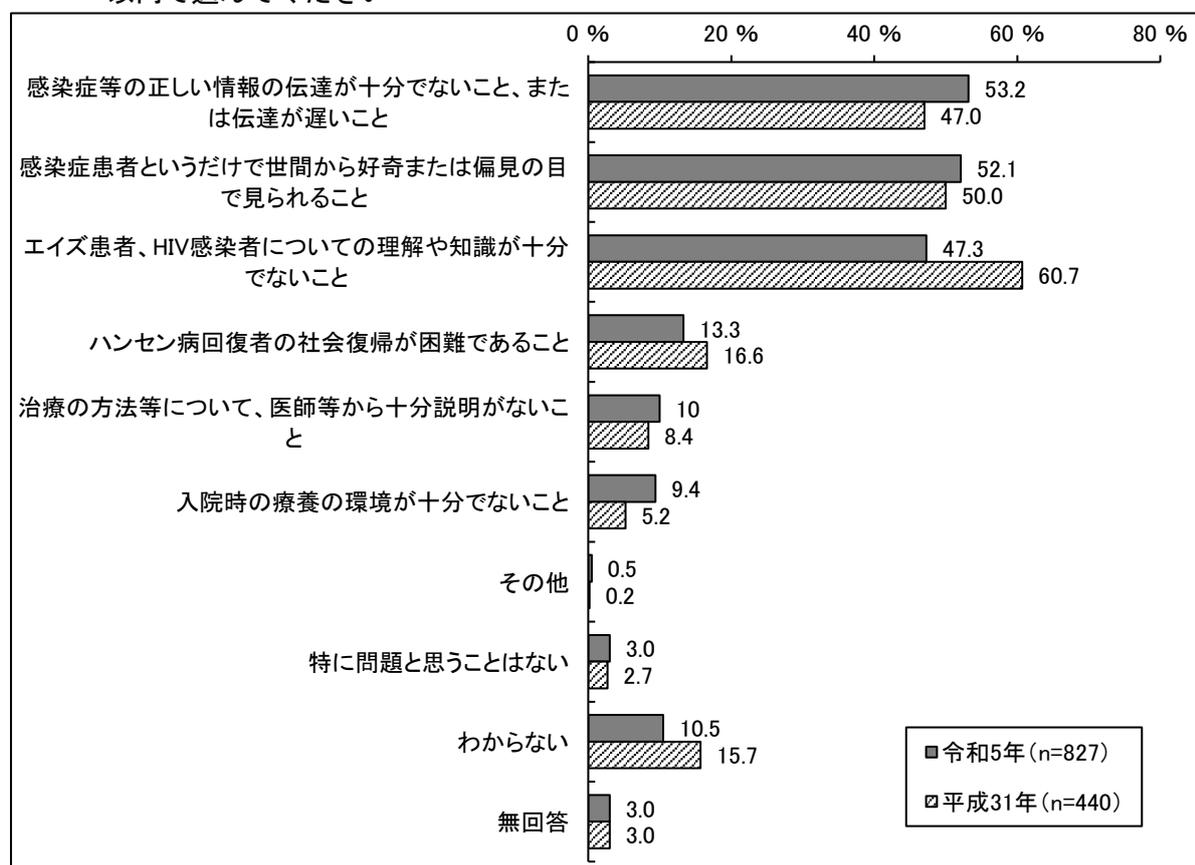
感染症に関する人権問題とは、感染症に関する正しい知識や理解の不足から、感染症にかかった患者(元患者)、その家族等が差別やプライバシー侵害などを受ける問題です。特に、最近でも新型コロナウイルス感染症の流行初期に感染者やその家族、勤務先や学校、また医療・介護従業者とその家族等への誹謗、偏見・差別等がインターネットや SNS を通じて拡大するなど大きな問題となっています。また、HIV 感染症やハンセン病など従来から差別の対象となってきた感染症も含め、この問題が重大な人権問題であるということを市民が正しく理解し、冷静な判断のもと行動するよう促していくことが重要となります。

意識調査によると、感染者の人権尊重について特に問題がある事項について、「感染症等の正しい情報の伝達が十分でないこと、または伝達が遅いこと」「感染症患者というだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」「エイズ患者、HIV 感染者についての理解や知識が十分でないこと」が上位を占めています。また、感染者の人権を守るために必要なこととして、「行政や医師らによる正しい情報提供と注意喚起」「プライバシー保護の徹底」「学校での人権教育推進」などが上位となっています。

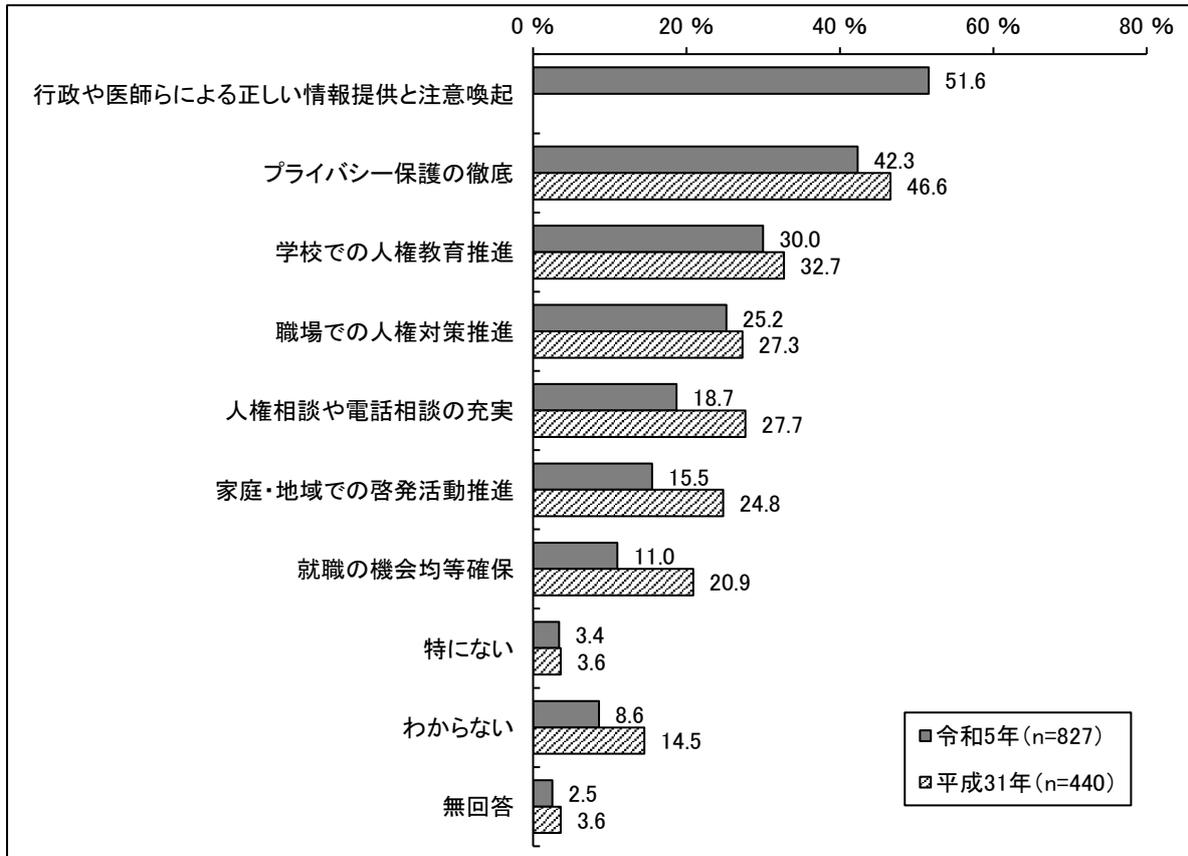
(主な課題)

- ・ 感染症に対する正しい知識の普及や啓発活動の推進
- ・ 感染者(元患者)のプライバシー保護の徹底

問 31 感染者(新型コロナウイルス感染症患者、エイズ患者、HIV 感染者、ハンセン病回復者等)の人権尊重について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つ以内で選んでください



問 32 感染者(新型コロナウイルス感染症患者、エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病回復者等)の人権を守るために必要なことを、次の中から3つ以内で選んでください



(9) インターネットによる人権侵害

近年、インターネットや SNS の急速な普及により、自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に利用できることなどの利便性をもたらす一方で、差別的な書き込みや個人情報の不正な取扱い、信用情報等の流出など、人権侵害にまつわるトラブルが発生しています。

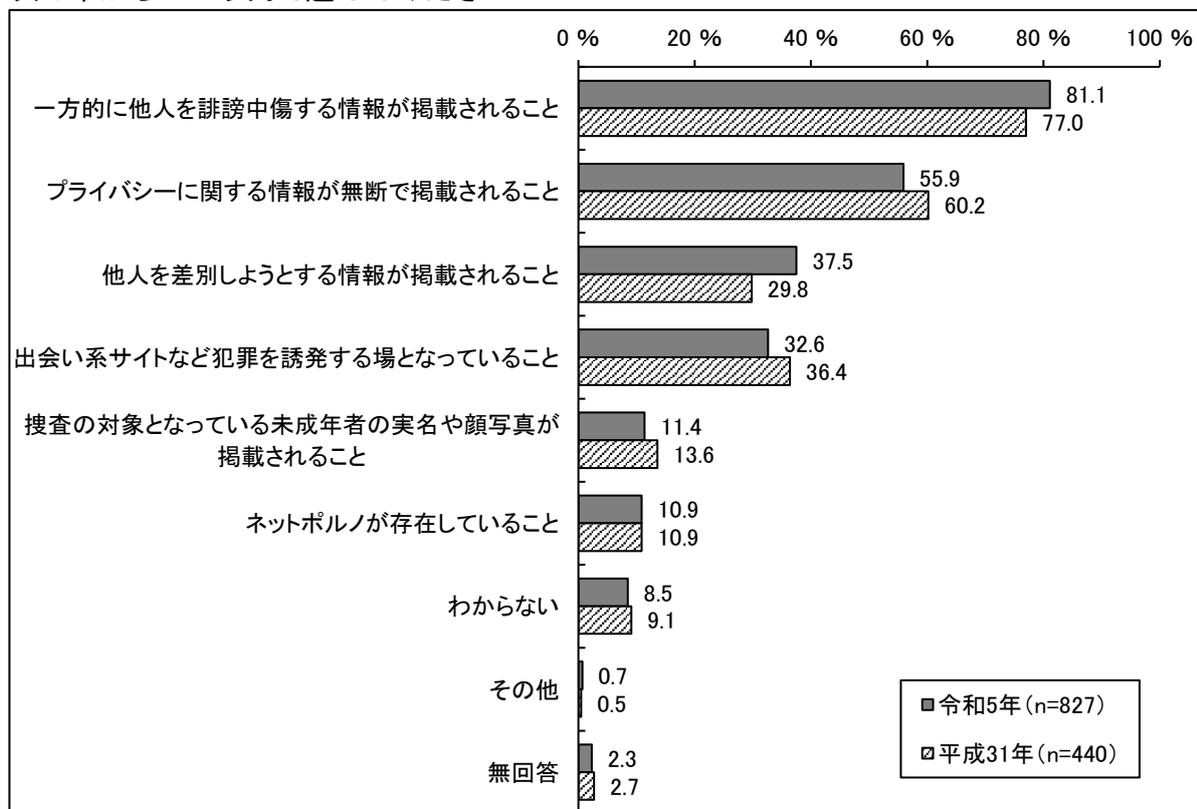
また、スマートフォンなどの端末の普及に伴い、小・中学生などを始めとした青少年の利用が年々増加しており、子どもが加害者や被害者となるケースも増えています。

意識調査によると、「インターネットを悪用した人権侵害」として、「一方的に他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」「プライバシーに関する情報が無断で掲載されること」「他人を差別しようとする情報が掲載されること」「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」などが上位を占めています。また、「インターネットを悪用した人権侵害をなくすために効果的だと思うこと」について、「インターネットによる人権侵害を規制する法律等の制定」「学校や職場における教育の徹底」「インターネット上の掲示板のモニタリング事業実施」「テレビ・ラジオ・インターネットを通じた啓発活動」などが上位となっています。

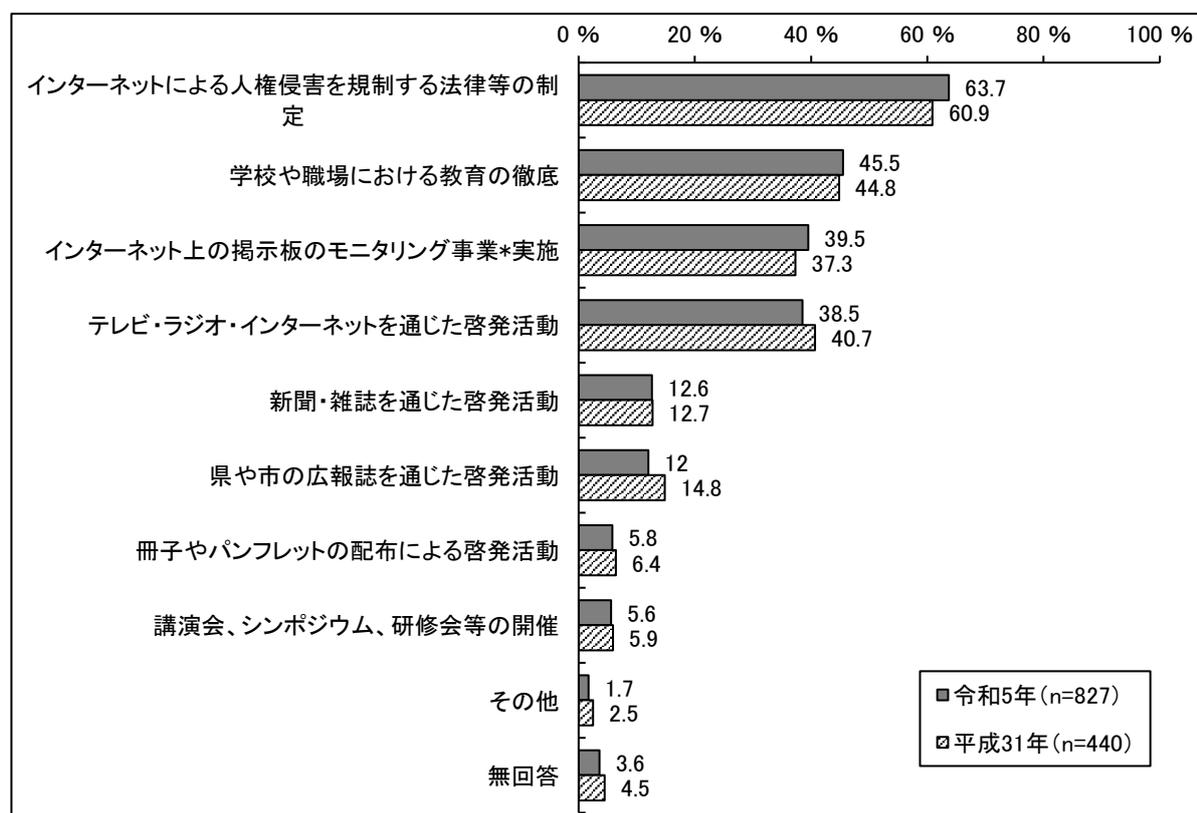
(主な課題)

- ・インターネット上の人権問題に対する啓発稼働、学校教育の推進
- ・モニタリング体制と相談・支援体制の充実

問 33 インターネットを悪用した人権侵害には、どのような問題が起きていると思いますか。次の中から3つ以内で選んでください



問 34 インターネットを悪用した人権侵害をなくすために、どのようなことが効果的だと思いますか。次の中から3つ以内で選んでください



(10) 性的マイノリティに関する人権

性的マイノリティとは身体的性と心の性が一致しないあるいは違和感を感じる「性同一性障がい」や、「LGBTQ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別越境、性別違和）、クエスチョンニング（性が定まっていない人）」などの性的少数者を表す言葉で、偏見や無理解から差別を受けたり、その恐れから本来の自分の姿を表せずに苦悩しています。多様な性のあり方について、理解し、認め、受け入れる社会が必要となっています。

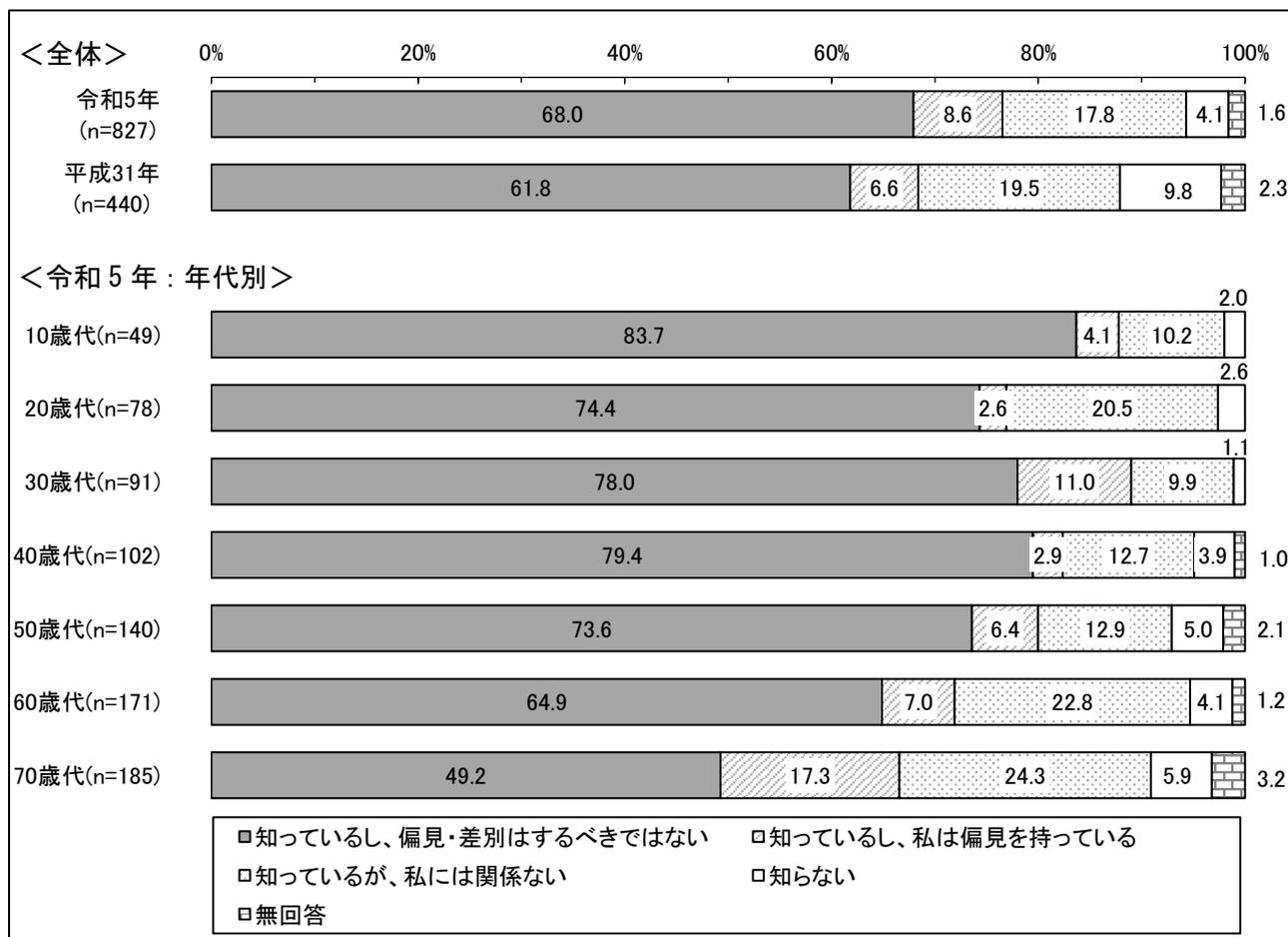
意識調査の結果によれば、「性的指向や性自認についての偏見や差別の認知度」として、前回調査に比べ「偏見・差別するべきではない」とする回答割合が増加している一方で、「私は偏見を持っている」とする回答も小幅ながら増加しています。また、総じて年代上がるほど「私には関係ない」を含む否定的な意見が高くなっています。

一方、「性的マイノリティの人権を守るために必要なこと」として、「法令の制定や制度の見直し」「職場や学校での研修・教育」「相談・支援体制の充実」が上位を占めています。

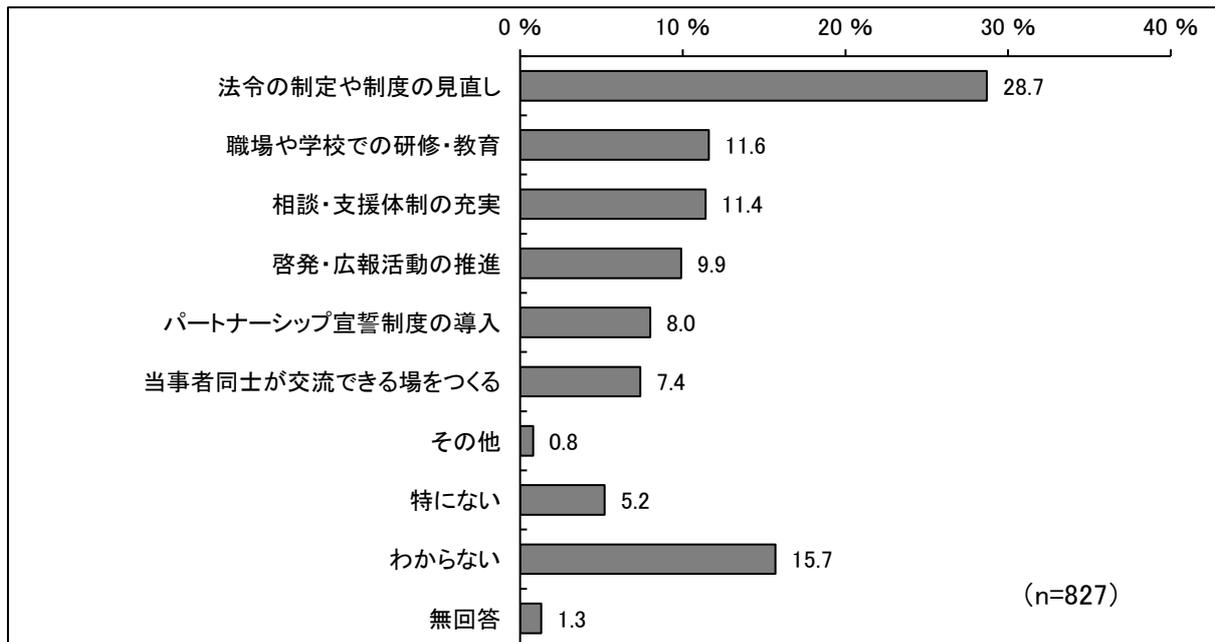
(主な課題)

- ・ 性的マイノリティ(LGBTQ等)への理解を深めるための啓発活動の推進
- ・ 相談・支援体制の整備

問 35 性的指向(男性が男性を、女性が女性を好きになること等)や性自認(からだの性と心の性が一致していない等)について、偏見や差別があることを知っていますか



問 36 性的マイノリティの人権を守るために、特にどのようなことが必要と思いますか



(11) 個人情報の保護

社会の情報化が進み、個人情報を利用した様々なサービスが提供され、私たちの生活はとても便利になっています。しかし、個人情報は不適正に取り扱われると、取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。こうした中、本市では2007年（平成19年）4月に「個人情報保護条例」を施行し、日本国憲法で明記されている「個人の尊厳」と「基本的人権の保障」という基本姿勢に立ち、市民の個人情報に関する権利や利益の保護に努めています。

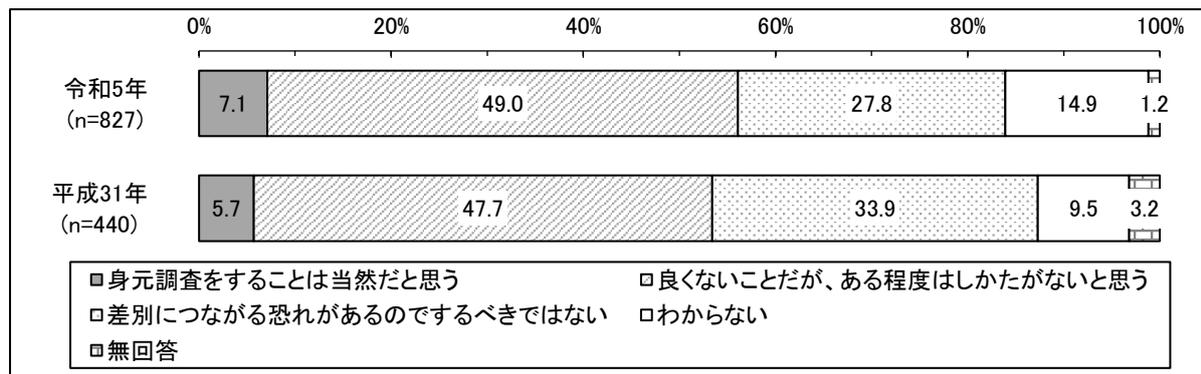
また、本市においては、住民票の写し等や戸籍関係の証明書を、本人や家族以外の第三者へ交付した際に、交付があったことを本人へ知らせる「本人通知制度」を実施しています。この制度の背景には、不正に取得された戸籍証明書などを、本人の同意なしに婚姻や就職に係る身元調査に使用するなどの著しい人権侵害の事実があり、犯罪に悪用される恐れもあることから、個人の人権を守るために開始した制度です。

一方、意識調査によれば、「本籍、出生、家族環境、国籍、思想・信条、資産などについて、本人の了承を得ないで調べる身元調査」に対する考えとして、「身元調査をすることは当然だと思う」「良くないことだが、ある程度はしかたがないと思う」として肯定する割合が半数を超え、また前回調査に比べやや増加しています。また、「本人通知制度」については認知度が25%弱にとどまり、登録率は5%を下回っています。

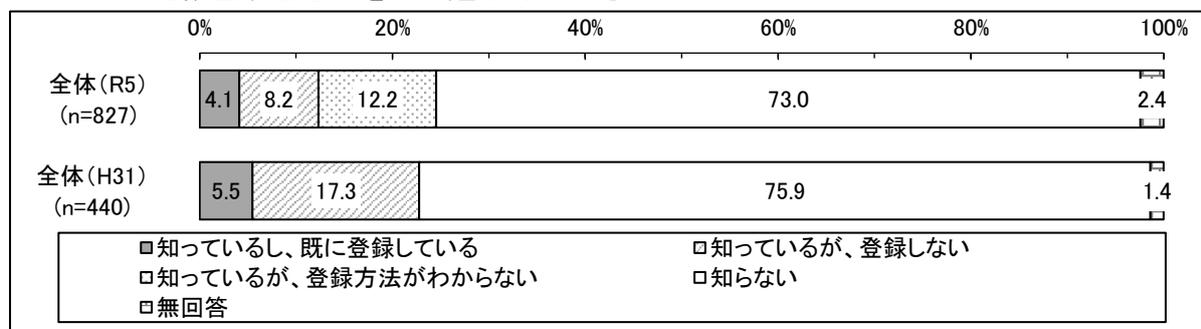
(主な課題)

- ・個人情報の適正管理についての啓蒙、教育活動
- ・本人通知制度の周知、登録推進

問 40 本籍、出生、家庭環境、国籍、思想・信条、資産などについて、本人の了承を得ないで調べることを身元調査といいます。身元調査をすることについて、どう思いますか



問 41 佐渡市では「住民票の写し等に係る本人通知制度\*」を実施していますが、このことについて該当するものを1つ選んでください



### (12) 様々な人権問題

上記にあげた主要な分野以外にも、現在の日本社会には、犯罪被害者やその家族の人権問題、刑を終えて出所した人とその家族に対する人権問題、新潟県内では新潟水俣病患者の問題など、様々な人権問題があります。

犯罪被害者等は犯罪そのものやその後の後遺症により、精神的、経済的被害を受けているにも関わらず、興味本位のうわさや中傷、マスメディアによる過剰な取材、プライバシーの侵害等により、私生活の平穏が侵されるなどの問題が指摘されています。

また、刑を終えて出所した人に対しては、周囲の偏見や差別によって円滑な社会復帰が困難であるなど、更生への妨げや人権が侵害されている現状があります。

新潟水俣病については、発生から50年以上を経ても未だ解決には至っておらず、今なお新潟水俣病への理解が十分でないことなどから、いわれのない偏見や差別を恐れて被害の声を上げられない人もいるといわれており、更なる環境整備や歴史、教訓の伝達により風化させない取り組みが求められています。

(主な課題)

- ・ 様々な人権問題に対する啓発、教育の推進
- ・ 関係機関、関係団体と連携した相談、支援体制の整備

## 第4章 分野別人権施策の推進

### 1 女性の人権

#### (1) 基本方針

男女が社会の平等な構成員として、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性と能力を磨くとともに十分に発揮でき、個人として尊重される社会づくりが重要です。

そのため、固定的な性別役割分担意識をはじめとする差別の解消に向けての教育や啓発、情報提供に努めてまいります。また、職場や地域、家庭などあらゆる分野における男女共同参画の推進、性犯罪・性暴力、DV、各種ハラスメントの廃絶に取り組んでまいります。

#### (2) 今後の取り組み

##### ①意識啓発の推進

家庭、職場、地域、教育などあらゆる場において、男女平等意識を定着させるよう、啓発活動、教育を行います。

##### ②男女ともに働きやすい職場・労働環境づくり

労働条件における男女格差の解消、男女がともに個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な働き方が実現できるよう、支援と啓発に努めます。

##### ③あらゆる分野における男女共同参画の推進

家庭や職場、地域社会などあらゆる分野の意思決定の場への女性の参画を進めていくための社会的条件の整備に努めます。

##### ④女性の人権を守り尊重する環境づくり

DV、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力等の根絶に向けた啓発を進めるとともに、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実に努めます。

#### (3) 行動計画

| 施策の方向                  | 具体的な施策           | 主管課     |
|------------------------|------------------|---------|
| ①意識啓発の推進               | 男女平等意識に関する広報啓発活動 | 市民課     |
|                        | 女性のつどいの開催        | 社会教育課   |
| ②男女がともに働きやすい職場・労働環境づくり | 職場における人権意識の啓発    | 地域産業振興課 |
| ③あらゆる分野における男女          | (調整中)            |         |

|                        |                   |        |
|------------------------|-------------------|--------|
| 共同参画の推進                |                   |        |
| ④女性の人権を守り尊重する<br>環境づくり | 女性相談事業（DV防止）      | 子ども若者課 |
|                        | 職員向けハラスメントセミナーの実施 | 総務課    |

#### （４）指標

| No | 指標                                       | 算出方法等  | 現状(年度)     | 令和11年度目標 |
|----|--|--------|------------|----------|
| 1  | 「男は仕事、女は家事・育児」など、男女の固定的な役割意識があると回答する人の割合 | 市民意識調査 | 43.9% (R5) | 減少       |
| 2  | ハッピーパートナー企業登録数                           | 新潟県調べ  | 35 団体 (R5) | 40 団体    |
| 3  | 自身や周囲で人権侵害として「DV」を受けたと回答した人の割合           | 市民意識調査 | 7.3% (R5)  | 減少       |

## 2 こどもの人権

### （１）基本方針

子どもを単に保護・指導の対象としてとらえるのではなく、基本的人権の権利主体であることを理解し、人格を持った一人の人間として尊重したうえで、未来を担う子どもが、健やかに育つ環境づくりを大人の責務として果たしていく理念を社会全体が一体となって推進していく必要があります。このため、地域社会全体で、家庭、保育・教育機関、地域、行政機関が連携し、いじめや不登校、体罰への対策や児童虐待、育児放棄の防止などこどもの人権保護に取り組みます。同時に、こどもの健全な育成に向けて安心して子育てしやすい地域環境づくりの推進、体制の充実を図ります。また、こどもの権利についての認識等を深め、あらゆる差別を見抜き、なくすよう啓発を推進します。

### （２）今後の取り組み

#### ①いじめや不登校、体罰等への対策推進

いじめや不登校、非行等に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による子どもや保護者の相談体制の強化に努めるとともに、佐渡市いじめ問題対策連絡協議会やいじめ等対策委員会等において、学校・地域・関係機関等のネットワーク強化に取り組みます。

また、児童・生徒の実態に応じ適切な指導・援助ができるように、教職員・相談員の資質向上をめざした研修の充実を図ります。

②児童虐待、育児放棄の防止

市民に対して児童虐待防止についての知識の普及を図るとともに、虐待の早期発見のための協力を働きかけ、社会全体で子どもの成長を見守る支えあいの地域づくりに取り組みます。

子どもへの虐待やDVの未然防止、虐待を受けた子どもへの迅速かつ適切な保護および心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安全・安心に暮らすための取組を推進するとともに、相談体制の充実に取り組みます。

また、出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、保健師等が関わり、妊娠期、出産、子育てなど、ライフステージに応じた支援を図るとともに、地域子育て支援センター事業を強化し、乳幼児を持つ保護者を対象とした講習会など子育て家庭の相互交流の場を提供します

③家庭、学校、地域社会が連携したこどもの居場所づくり

子どもの健全な育成のためには、家庭、学校、地域社会が連携をとり、地域のスポーツ・文化活動・社会活動等の活性化や国際交流の促進を図り、遊びなどを通じた仲間づくりを進めます。

また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、家庭や地域、保育施設や学校、警察等との連携・協働体制の強化を図り、総合的な交通安全事故防止対策の推進に努めるとともに、家庭や学校、地域、警察等と連携して、犯罪情報の共有や、子どもを犯罪等から守るパトロールやボランティア活動を促進します。

④こどもの人権に関する教育、啓発活動の推進

保育・教育機関と連携し子どもの成長段階に応じた人権教育を行い、人権尊重の意識の向上と豊かな人間性の育成に取り組みます。また、インターネットを中心とした有害広告、情報から子どもを守るための啓発活動に努めます。

更に、広く一般市民を対象に子どもの人権擁護に関する啓発や相談方法等の周知に努めてまいります。

(3) 行動計画

| 施策の方向                      | 具体的な施策           | 主管課    |
|----------------------------|------------------|--------|
| ①いじめや不登校、体罰等への対策推進         | いじめ防止への取り組み      | 学校教育課  |
|                            | 悩みを抱える児童生徒への対応   |        |
| ②児童虐待、育児放棄の防止              | 児童虐待に防止に関する研修活動  | 子ども若者課 |
|                            | 地域子育て支援施設の充実     |        |
| ③家庭、学校、地域社会が連携したこどもの居場所づくり | 児童クラブ、児童館等の充実    | 子ども若者課 |
| ④こどもの人権に関する教育、啓発活動の推進      | 教育に関する広報活動       | 学校教育課  |
|                            | 子どもの人権に関する周知啓発活動 | 市民課    |

## (4) 指標

| No | 指標  | 算出方法等    | 現状(年度)             | 令和11年度目標 |
|----|---|----------|--------------------|----------|
| 1  | 子どもの人権が守られていない事項で「こども同士の暴力、仲間はずし、無視などのいじめ」と回答する割合 | 市民意識調査   | 57.8% (R5)         | 50.0%以下  |
| 2  | 「地域子育て支援センター」の利用者延べ人数                             | 子ども若者課調べ | 12,211人 (R5、2月末現在) | 14,000人  |
| 3  | 児童クラブ待機児童数  | 子ども若者課調べ | 14人 (R5)           | 0人       |

### 3 高齢者の人権

#### (1) 基本方針

高齢者は単に保護される弱い存在ではなく、長年にわたって知識・経験・知能を培い豊かな能力と意欲を持った社会的に大切な人材です。しかし、核家族化の進展による家族関係の希薄化、それに伴う地域社会とのつながりの減少などで能力を発揮する場が少ないという問題もあります。高齢者の生活をより豊かな活力あるものとするため、積極的に社会活動に参加できるような環境づくりが必要となっています。このため、高齢者の生きがいや活力が維持できるような支援、安心して暮らせる社会の構築に努めてまいります。

#### (2) 今後の取組み

##### ① 高齢者の自立支援と社会参画の推進

高齢者それぞれが、長年培った知識や経験を活かして、地域社会で活躍できるよう各種事業や社会参加などを進めます。また、高齢者が働く意欲や地域での活動の場を持ち、積極的な社会参加や学習・健康づくり活動、さらにはボランティア活動などに参加することができる機会が提供され、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んでいきます

##### ② 単身、高齢者のみ世帯への生活支援

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が地域で差別や孤立化することなく、特に災害時において行政や地域が高齢者を見守る体制を充実させるとともに、様々な情報機器を活用し、生活情報の遮断が起きないような体制整備に努めます。

##### ③ 高齢者が暮らしやすい社会環境整備

高齢者が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるよう、都市計画や公共施設等でバリアフリー化を推進します。

## ④高齢者を対象とした犯罪や虐待などの防止

高齢者虐待については個別に背景・要員を理解し、虐待解消に向けた対応体制の構築を図るとともに、虐待防止に向けた市民への普及・啓発をはじめ擁護者等を支援するなど、虐待が発生しない社会の構築に努めます。また、高齢者をターゲットにした悪徳商法や詐欺犯罪の被害防止のため警察などの関係機関と連携し啓発活動を徹底します。

## (3) 行動計画

| 施策の方向                | 具体的な施策             | 主管課   |
|----------------------|--------------------|-------|
| ①高齢者の自立支援と社会参画の推進    | 就労や雇用の促進           | 高齢福祉課 |
|                      | 地域の茶の間への支援         |       |
| ②単身、高齢者のみ世帯への生活支援    | 地域見守り事業、認知症サポーター養成 | 高齢福祉課 |
|                      | ものわすれ相談            |       |
| ③高齢者が暮らしやすい社会環境整備    | 高齢者に関する総合相談体制の充実   | 高齢福祉課 |
| ④高齢者を対象とした犯罪や虐待などの防止 | 高齢者虐待への対策          | 高齢福祉課 |
|                      | 後見人制度に関する啓蒙支援      | 社会福祉課 |

## (4) 指標

| No | 指標                     | 算出方法等   | 現状(年度)    | 令和11年度目標 |
|----|------------------------|---------|-----------|----------|
| 1  | 認知症サポーター養成講座<br>延べ受講者数 | 高齢福祉課調べ | ●●人(R5)   | 11,000人  |
| 2  | 地域見守り事業所数              | 高齢福祉課調べ | 76事業所(R5) | 80事業所    |

## 4 障がいのある人の人権

## (1) 基本方針

障がいのある人が安心して地域の中で生活できる社会は、誰もが安心して暮らせる社会であり、その実現のために市民それぞれが障がいのある人たちへの偏見をなくし、人権が尊重された福祉のまちづくりへ向けて取り組むことが重要です。障がいのある人の社会参画や就労の確保をすすめるため、偏見や差別意識解消に向けた更なる啓発活動に取り組むとともに、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに取り組んでまいります。

## (2) 今後の取り組み

### ①障がいのある人への偏見や差別意識解消に向けた啓発

障がいのある人の社会参加を妨げる偏見や差別をなくすため、「障がい」や「障がいのある人」についての正しい知識と理解を促進するよう、あらゆる機会をとらえ啓発活動を実施します。

### ②社会参画の推進と就労の確保

障がいのある人を雇用するにあたり、はじめに職場における社会的障壁の除去が前提となります。まず、市が率先して合理的配慮の措置を講じるとともに、民間事業者に対し法改正についての周知と順守の徹底を図るため、ハローワークおよび関係機関と連携して取り組みます。

### ③障がい関連福祉サービスの充実

障がいの早期発見や早期治療の充実と障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実をめざします。さらにリハビリによる障がいの軽減や生活習慣病による障がいの予防に取り組み、在宅福祉サービスの充実を図ります。

### ④障害のある子どもの教育・保育環境づくり

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある子どもに対する教育環境の整備や合理的配慮に努めるとともに、幼児期からの特別支援教育の充実を図ります。

## (3) 行動計画

| 施策の方向                     | 具体的な施策             | 主管課    |
|---------------------------|--------------------|--------|
| ①障がいのある人への偏見や差別意識解消に向けた啓発 | 市民向け啓発活動の実施        | 社会福祉課  |
|                           | (調整中)              |        |
| ②社会参画の推進と就労の確保            | 障がい者雇用の理解促進        | 社会福祉課  |
|                           | 障がい者団体との連携した社会参加促進 |        |
| ③障がい関連福祉サービスの充実           | 障がい福祉サービス、相談支援の充実  | 子ども若者課 |
|                           | 療育、早期発見支援体制の充実     |        |
| ④障がいのある子どもの教育・保育環境づくり     | 就学支援活動の充実          | 学校教育課  |
|                           | 保育・指導人材の育成         | 子ども若者課 |

## (4) 指標

| No | 指標                     | 算出方法等   | 現状(年度)    | 令和11年度目標 |
|----|------------------------|---------|-----------|----------|
| 1  | 「合理的配慮」に義務化の認知度        | 市民意識調査  | 30.2%(R5) | 40.0%    |
| 2  | 障がい者福祉施設から一般就労につながった人数 | 社会福祉課調べ | 5人(R5)    | 10人      |

## 5 同和問題（部落差別問題）

### （1）基本方針

同和問題、地域における歴史を正しく理解したうえで、市民一人ひとりが同和問題を自分の課題としてとらえ、差別や偏見を許さない地域づくりの実現するため、就学前からの人権保育・同和保育、また学校教育における人権教育・同和教育を推進するとともに、その重要性を踏まえ、関係機関等の職員研修の強化と家庭、地域へさらなる啓発を進めます。

### （2）今後の取組み

#### ①市民の意識向上に向けた啓発活動

佐渡人権展やその他の研修会、講演会を開催して、佐渡市における同和問題の歴史と課題、人権の大切さについて考える機会を設けるとともに、公民館活動はじめ市報や市のホームページなどを通して人権についての啓発を行います。

また、行政職員自身が差別を見抜く力、適切に対応できる力を身につけるために各種研修会や講演会などを実施し、研鑽を積んでスキルアップに努めていきます。

#### ②就学前、学校教育での人権・同和教育の推進

市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校ならびに県立学校が連携して同和教育を中核にした人権教育を推進するため、各学校における年2回の校内研修の確実な実施と同和問題学習実践をはじめ、総合教育センター主催研修会の充実など、情報交換と指導者のスキルアップに努めます。

### （3）行動計画

| 施策の方向                 | 具体的な施策           | 主管課       |
|-----------------------|------------------|-----------|
| ①市民の意識向上に向けた啓発活動      | 市民向け啓発活動の実施      | 市民課       |
|                       | 行政職員の人権教育、資質向上   | 市民課、社会教育課 |
|                       | 関係機関や人権団体との連携強化  | 市民課       |
| ②就学前、学校教育での人権・同和教育の推進 | 保育園における人権教育、研修実施 | 子ども若者課    |
|                       | 学校教育における同和教育の推進  | 学校教育課     |
|                       | 学校職員への研修、資質向上    |           |

### （4）指標

| No | 指標  | 算出方法等  | 現状(年度)     | 令和11年度目標 |
|----|---|--------|------------|----------|
| 1  | 同和問題の認知度（「知っている」の割合）                      | 市民意識調査 | 37.1% (R5) | 40.0%以上  |
| 2  | 「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」を「(どちらかといえば)そう思う」割合 | 市民意識調査 | 38.2% (R5) | 35.0%以下  |

## 6 外国籍の人の人権

### (1) 基本方針

国籍や民族を超えて、互いの文化の違いを認めあいながら共に生きていく地域社会の構築、外国籍の人にも優しいまち、そして日本人とともに暮らしやすいまちづくりに向けて、外国籍の人の生活環境の整備、様々な交流機会の確保、相互理解に向けた教育・啓発活動に取り組みます。

### (2) 今後の取組み

#### ①外国籍の人の生活、就労環境の整備、支援

関係機関と連携しながら外国人労働者に配慮した就労環境の整備について協議を重ね、必要な支援を考えていきます。

また、外国籍の人が生活を送る上で必要な各種情報を提供するとともに、関係機関や団体と連携して相談体制の確立を図り、言語の障壁や文化・習慣の違いから生じる様々な問題に的確に対応できるように努めます。

さらに、日本で生活するために必要不可欠な日本語の習得や日本人との交流等、ボランティア団体の行う事業を積極的に支援していきます。

#### ②国際交流、多文化共生、相互理解の促進

学校教育等において児童・生徒の国際的な人権感覚を養うため、他国の人々や文化に対する理解を深め、日本と外国の相互理解、差別の禁止など人権教育の充実に努め、言語や文化をお互いに伝えあう相互理解のための機会を設けます。

相互の人権を尊重しあう取組や、関係機関・団体と連携した交流事業や共に暮らすまちづくりの推進など、効果的な施策を図ります。

### (3) 行動計画

| 施策の方向                | 具体的な施策           | 主管課   |
|----------------------|------------------|-------|
| ①外国籍の人の生活、就労環境の整備、支援 | 相談窓口や情報提供手段の充実   | 市民課   |
|                      | 日本語教室など語学習得機会の提供 | 観光振興課 |
| ②国際交流、多文化共生、相互理解の促進  | (調整中)            |       |
|                      | (調整中)            |       |

### (4) 指標

| No | 指標                                    | 算出方法等   | 現状(年度)    | 令和11年度目標 |
|----|---------------------------------------|---------|-----------|----------|
| 1  | 佐渡日本語教室受講者数                           | 観光振興課調べ | 74人(R5)   | 80人      |
| 2  | 外国人の人権について「尊重されている」「ある程度尊重されている」の回答割合 | 市民意識調査  | 55.5%(R5) | 60.0%    |

## 7 北朝鮮による人権侵害

### (1) 基本方針

拉致問題は日朝間の最重要課題であるとともに、市民の人権を侵害された重大な問題であることを認識し、早期解決に向けた働きかけを継続して行います。

また、拉致問題について市民の意識啓発を図るため、学校教育や講演会、集会等を通じた社会教育の充実に取り組めます。

### (2) 今後の取組み

#### ①早期解決に向けた国、県などと連携した取組み強化

拉致被害者の早期帰国実現と拉致問題の全面解決のため国、県、関係機関と連携し、この問題に取り組めます。

#### ②意識高揚に向けた教育、啓発活動

拉致問題についての関心が風化しないよう、市民の意識啓発を図るとともに、教育現場においても拉致被害者に対する人権問題を取り上げ、話し合いの場を設けます。

### (3) 行動計画

| 施策の方向                    | 具体的な施策           | 主管課 |
|--------------------------|------------------|-----|
| ①早期解決に向けた国、県などと連携した取組み強化 | 拉致被害者とその家族へのサポート | 総務課 |
| ②意識高揚に向けた教育、啓発活動         | 学校における啓発活動       | 総務課 |

### (4) 指標

| No | 指標                                     | 算出方法等  | 現状(年度) | 令和11年度目標 |
|----|--|--------|--------|----------|
| 1  | 北朝鮮による人権侵害について「大いに関心がある」「少し関心がある」の回答割合 | 市民意識調査 | 81.2%  | 増加       |

## 8 感染症に関連する人権問題

### (1) 基本方針

感染症の患者や家族に対する差別、偏見をなくすためには、病気や感染症に対する正しい知識とともに、この問題が重要な人権問題であることを市民が正しく理解し、冷静に行動することが重要となります。このため、関係機関と連携し正しい知識の普及と偏見や差別意識を改称するための啓発活動に努めるとともにプライバシーの保護に取り組んでいきます。

### (2) 今後の取組み

#### ① 感染症に対する正しい知識の普及や啓発活動の推進

学校教育での指導や広報、研修等を通じて、感染症に対する知識の普及、啓発を図ります。

#### ② 感染者(元患者)のプライバシー保護の徹底

感染者やその家族等の意向を十分に尊重しながら、適切な情報の公表につとめます。また、プライバシー等の侵害に関する悪質な行為には、法的対応を含めた適切な措置を行います。

### (3) 行動計画

| 施策の方向                     | 具体的な施策             | 主管課 |
|---------------------------|--------------------|-----|
| ① 感染症に対する正しい知識の普及や啓発活動の推進 | 各種の感染症に関する知識普及活動推進 | 市民課 |
| ② 感染者(元患者)のプライバシー保護の徹底    | 職員の資質向上。職員研修実施     | 総務課 |

### (4) 指標

| No | 指標   | 算出方法等  | 現状(年度)    | 令和11年度目標 |
|----|--|--------|-----------|----------|
| 1  | 感染者の人権尊重について「感染症等の正しい情報の伝達が十分でないこと、または伝達が遅いこと」を問題と思う人の割合 | 市民意識調査 | 53.2%(R5) | 減少       |

## 9 インターネットによる人権侵害

### (1) 基本方針

インターネットによる人権侵害に対しては、学校教育、社会教育などあらゆる機会を通じて、情報モラルや個人のプライバシー、名誉に関する正しい理解を深めるよう普及・啓発に努めます。

また、有害・悪質な情報、書き込み等に対するモニタリング体制の一層の充実を図ります。

### (2) 今後の取組み

#### ①インターネット上の人権問題に対する啓発活動、学校教育の推進

インターネットによる人権侵害となる行為を防止するために研修会等を開催し、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるよう普及・啓発に努めます。

学校教育においては、様々な教科や総合的な学習の時間等の中で行われる情報教育を通して、情報モラルを指導しメディアリテラシーと人権侵害についての理解を図るとともに、一人ひとりが社会のルールとマナーを守り、適切に利用をするよう啓発に努めます。

#### ②モニタリング体制と相談・支援体制の充実

インターネットによる人権侵害に対しては、モニタリング体制の強化により個人名誉侵害や悪質な差別書き込みの早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し相談・支援体制の充実を図ります。

### (3) 行動計画

| 施策の方向                          | 具体的な施策          | 主管課   |
|--------------------------------|-----------------|-------|
| ①インターネット上の人権問題に対する啓発活動、学校教育の推進 | 社会教育における人権教育の充実 | 社会教育課 |
|                                | (調整中)           |       |
| ②モニタリング体制と相談・支援体制の充実           | モニタリング事業の実施     | 市民課   |
|                                | 職員の資質向上、職員研修の実施 | 総務課   |

### (4) 指標

| No | 指標    | 算出方法等 | 現状(年度) | 令和11年度目標 |
|----|-------|-------|--------|----------|
| 1  | (調整中) |       |        |          |

## 10 性的マイノリティに関する人権

### (1) 基本方針

性的マイノリティ(LGBTQ等)の人が自分らしく生きることができるよう、市民の理解を深めるため様々な機会を通じて啓発活動に取り組みます。また、偏見なく地域で生活していけるよう環境の改善や整備、相談体制の充実に取り組みます。

### (2) 今後の取組み

#### ①性的マイノリティ(LGBTQ等)への理解を深めるための啓発活動の推進

学校教育において、多様性への理解を広めるとともに、子どもの相談等に対応するための教職員向けの研修の充実に取り組みます。また、市民一般の理解を深めるための広報・啓発活動に努めます。

#### ②相談・支援体制の整備

国、県などの関係機関と連携し、相談支援体制の充実とともに、相談窓口等の周知を図ります。

### (3) 行動計画

| 施策の方向                               | 具体的な施策          | 主管課   |
|-------------------------------------|-----------------|-------|
| ①性的マイノリティ(LGBTQ等)への理解を深めるための啓発活動の推進 | 広報・啓発活動の推進      | 市民課   |
|                                     | 学校教育でのLGBT教育の実施 | 学校教育課 |
|                                     | 職員の資質向上、職員研修の実施 | 総務課   |
| ②相談・支援体制の整備                         | 相談窓口の充実、周知活動の実施 | 市民課   |

### (4) 指標

| No | 指標   | 算出方法等  | 現状(年度) | 令和11年度目標 |
|----|--|--------|--------|----------|
| 1  | 性的指向や性自認における偏見や差別の存在を「知っているし、偏見・差別はすべきではない」の回答割合 | 市民意識調査 | 68.0%  | 80.0%    |

## 11 個人情報の保護

### (1) 基本方針

個人情報の不適切な取り扱いや悪用が重大な犯罪や人権侵害に繋がる恐れがあることを踏まえ、保有する個人情報の適切な管理と利用を徹底するとともに、市民に対する啓発に取り組めます。

### (2) 今後の取組み

#### ①個人情報の適正管理、運用の徹底

本市の個人情報保護条例及び情報公開条例に基づき、市が保有する個人情報の適正管理、運用を徹底します。

#### ②個人情報についての啓蒙、教育活動

インターネットなどでの個人情報の適切な公開、利用等について知識の周知と啓蒙を図ります。

#### ③本人通知制度の周知、登録推進

イベントや広報、窓口での周知活動を通じて、制度の更なる浸透と登録普及を図ります。

### (3) 行動計画

| 施策の方向             | 具体的な施策           | 主管課 |
|-------------------|------------------|-----|
| ①個人情報の適正管理、運用の徹底  | 個人情報の適正管理        | 総務課 |
|                   | 個人情報管理に関する職員研修   |     |
| ②個人情報についての啓蒙、教育活動 | 個人情報保護意識の普及、啓発活動 | 総務課 |
| ③本人通知制度の周知、登録推進   | 本人通知制度の普及、登録推進   | 市民課 |

### (4) 指標

| No | 指標          | 算出方法等 | 現状(年度)   | 令和11年度目標 |
|----|-------------|-------|----------|----------|
| 1  | 本人通知制度の登録者数 | 市民課調べ | 566人(R5) | 1,000人   |

## 12 様々な人権問題

### (1) 基本方針

様々な人権問題についてその実態についての理解を深めるための啓発教育活動に努めるとともに、相談受け入れ態勢の整備と周知に努めます。

### (2) 今後の取組み

#### ①様々な人権問題に対する啓発、教育の推進

広報や各種セミナー等、また学校での教育活動により様々な人権問題に気づき、意識するための機会の提供に努めます。

#### ②関係機関、関係団体と連携した相談、支援体制の整備

様々な人権問題に対して、県や関係団体と連携した相談受け入れ、支援態勢の整備を図るとともに、認知度向上に向けた周知活動に取り組みます。

### (3) 行動計画

| 施策の方向                     | 具体的な施策                 | 主管課       |
|---------------------------|------------------------|-----------|
| ①様々な人権問題に対する啓発、教育の推進      | 人権教育、啓発を通じた総合的な人権意識の高揚 | 市民課       |
| ②関係機関、関係団体と連携した相談、支援体制の整備 | 関係機関や関係団体との連携          | 市民課、社会福祉課 |

### (4) 指標

| No | 指標                                  | 算出方法等  | 現状(年度)    | 令和11年度目標 |
|----|-------------------------------------|--------|-----------|----------|
| 1  | これまで人権問題に関する講演会・研修会に「参加したことはない」人の割合 | 市民意識調査 | 77.4%(R5) | 70.0%以下  |

## 第5章 人権教育・啓発の取組

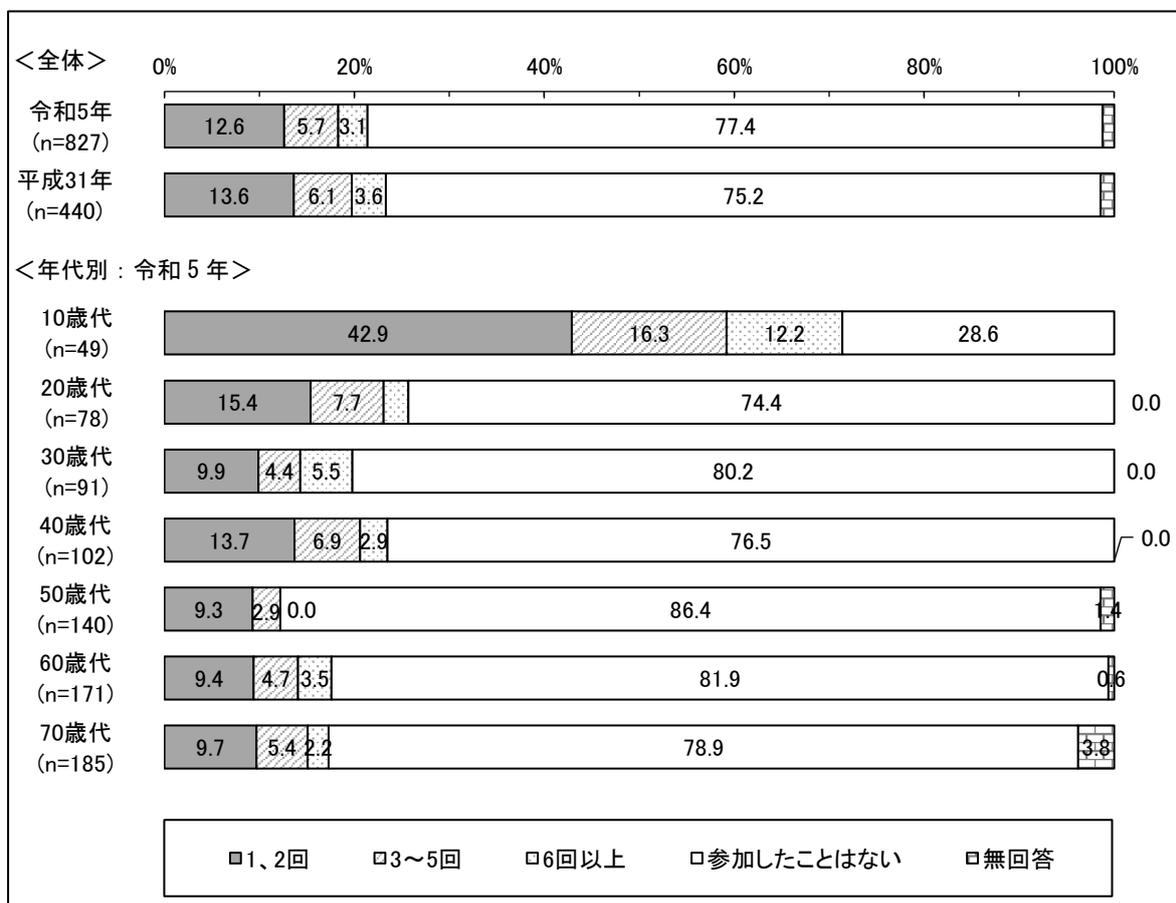
### 1 様々な場面での人権教育・啓発

人権が守られるためには、一人ひとりが自分の人権を知っていなければなりません。人権がどのようなものかを知ることが、他人の権利を大切に、人権侵害を防ぐ力ともなります。それはまた、いろいろな人々がその違いを認め合い、尊重し合い、支え合う、平和で安全な社会をつくるために大きな力となります。

市民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解するとともに、人権問題を身近な問題としてとらえる感性や、日常生活における判断や行動に表れるような人権意識を身につけるための人権教育・啓発を推進します。

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、人権問題に関する講演会・研修会への参加経験について、「参加したことはない」が77.4%と、前回調査より若干増加しています。特に、50歳代を中心に高齢世代の参加率が低くなっていることから、多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い問題について人権の視点からとらえることにより、人権教育・啓発を図ります。

問 これまで人権問題に関する講演会・研修会に参加したことがありますか。



### (1) 保育園・幼稚園・認定こども園

保育所・幼稚園・認定こども園は、人間形成の基礎を作る時期にある子どもが、その生活時間の大半を過ごすところです。家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切にできる豊かな人間性を持った子どもの育成を推進します。

また、すべての職員が人権問題について正しい理解と認識をさらに深めるとともに、具体的実践につながるための研修を行い、人権教育に関する理解と指導力の向上に努めます。

### (2) 学校

学校においては、児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通じて人権教育を推進します。

子どもをめぐる人権問題が多様化・複雑化している現状を踏まえ、知識としての学習だけでなく、高齢者・障がい者等との交流活動や、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動などの機会の充実に努めるとともに、児童生徒が人権問題を自分自身の課題としてとらえ、様々な場面や状況下において人権を尊重した行動を実践する人権認識の育成を図ります。

また、教職員の資質の向上と、児童生徒への相談体制の充実に努め、家庭や地域社会、関係機関と連携して学校における人権問題に対応できる体制づくりを推進します。

### (3) 地域

地域社会には、様々な人権課題が存在しています。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視する傾向や、しきたりのような非合理で因習的な意識、社会における人間関係の希薄化などがあげられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども人権に関わる問題を複雑化させる要因となっています。

差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざし、地域の実情や生涯の各時期（ライフステージ）に応じたニーズを踏まえながら、人権に関する多様な学習機会の提供に取り組みます。

### (4) 家庭

家庭は、子どもにとって家族とのふれあいを通じ、愛情や思いやりの心など人権の基礎的要素を育み、基本的な生活習慣や社会規範を身につけ、人格を形成する基盤であり、あらゆる教育の出発点です。

しかし、少子化や核家族化が進む中、児童虐待やDVなど、家庭における人権侵害の発生が問題となっています。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を養うため、学習活動の支援、相談・サポート体制の充実、地域におけるネットワークづくりに取り組みます。

### (5) 企業・職場

企業・職場は、その企業活動・営業活動などを通じ、地域社会に深く関わるとともに、地域社会の雇用の場を確保するなど地域社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

企業がその社会的責任を自覚し、公正な採用を行うとともに、職場内での嫌がらせ、差別などがない働きやすい職場環境づくりを推進するために啓発資料の配布や情報の提供などを行い、人権尊重の確保と人権意識の高揚に向けた教育・啓発活動を支援します。

### 2 人権教育・啓発を推進する人材の育成

行政職員、教職員、医療・保健・福祉関係者、マスメディア関係者など、特に人権に関わりの深い職業従事者に対し、人権尊重の理念を理解し人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な人権問題に関する研修や講演会を実施するとともに、関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

#### (1) 市職員

市職員はその職務上、市民の人権に深く関与しているため、すべての市職員が人間として、また公務員として十分な人権感覚を身につけ、常に人権の視点に立って職務を遂行する必要があります。

職務内容に応じたより高い人権意識の醸成をめざすため、人権問題に関する諸問題や法の改正等について職員研修を実施し、人権尊重の視点にたった市民サービスの向上と、人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

#### (2) 教職員・社会教育関係者

学校や幼稚園など教育に携わる職員は、子どもの人権を守り、子ども達の人権意識を育む教育を推進するうえで重要な役割を担っています。このため、職員一人ひとりの人権意識の高揚と、児童生徒に対する指導力の向上が必要です。

職員自らが豊かな人権感覚と高い人権意識を身につけるための研修、また指導方法の工夫・改善をめざす研修の充実を図り、職員の資質の向上に努めるとともに、学校における人権教育を積極的に推進します。

#### (3) 医療・保健・福祉関係者

医療関係者については、インフォームド・コンセントの徹底や患者の人権・プライバシーに配慮した医療の確保のため、人権に対する理解と人権意識の向上のための啓発活動を推進します。

また、市民の相談を受けたり、子どもや高齢者、障がい者に接する機会の多い保健・福祉関係者に対して、個人のプライバシーや人権に配慮した処遇が徹底されるよう、人権に関する啓発資料の配布や研修、講演会などを実施します。

#### (4) マスメディア関係者

マスメディアが社会に及ぼす影響はとても大きいため、人権教育・啓発に対して重要な役割を果たす反面、誤った報道による名誉棄損やプライバシーの侵害など、人権侵害につなが

る場合もあります。

このため、マスメディア関係者に対し、常に人権に配慮した報道等が行われるよう従業員の教育・啓発を促すとともに、その活動を通じて人権尊重の働きかけに取り組むよう、協力連携を図ります。

#### (5) 消防職員

消防職員は地域住民の生命、身体および財産を火災等の災害から守ることを任務としています。そのため、任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重やプライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

消防職員が人権に関する正しい知識を取得し、その重要性を認識して消防業務において適切な対応を行えるよう、人権研修の実施を促進します。

### 3 計画の推進体制

#### (1) 庁内の推進体制

人権問題について深い認識と実践力を持った市職員を養成するとともに、日頃から人権感覚を豊かにするため、全職員が積極的に人権問題について学び、日常の仕事を通じて自ら実践することで、人権の大切さが市民に正しく理解されるよう努めます。

また、人権擁護の取組において、関係部局・機関が連携しやすい体制づくりを進めるとともに、本計画の進捗管理と検証に取り組み、全庁的な人権課題の共有と、相互に連携した施策の展開に努めます。

#### (2) 市民・地域との連携

この計画は、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を市政の重要な施策として位置づけ、市民一人ひとりの課題として市民の理解を得ながら推進します。

また、この計画の推進にあたっては、市民をはじめ佐渡人権擁護委員協議会等の地域における関係団体、学校、企業、ボランティア団体等と連携・協力を図りながら、地域に密着した効果的な事業の推進を図ります。

#### (3) 国・県など関係機関との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、その方針との整合性に配慮するとともに、より効果のある施策の推進を図ります。

また、新潟地方法務局佐渡支局、佐渡人権擁護委員協議会、佐渡市の三者からなる「佐渡人権啓発活動地域ネットワーク協議会」は、人権教育啓発一般にかかわる横断的な組織であり大きな役割を担っています。さらなる組織力や活動の充実強化等、整備・発展を図っていきます。

人権の尊重された社会の実現に向け、国や県、他市との情報交換や交流を通じ、連携に努めます。

## 4 計画の進行管理

人権に関する施策の継続的な充実・改善に向け、事業評価のあり方について、その視点や指標を検討し、施策の推進におけるPDCAサイクルの確立を図ります。

年度ごとに事業の進捗状況を検証する協議会を設置し、当事者の声をしっかり聞き事業内容の改善・見直しを行います。

計画の推進期間は5年間ですが、国・内閣府の施策の状況、社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

